

第八十四回国
参議院内閣委員会
會議録第三号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)
午前十時三十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 塚田十一郎君
理事 林 道君
原 文兵衛君
片岡 勝治君
井上 計君

委員 岡田 広君
斎藤栄三郎君
林 寛子君
堀江 正夫君
野田 哲君
村田 秀三君
山崎 昇君
和泉 照雄君
山中 郁子君
森田 重郎君

國務大臣 國務大臣
(環境庁長官) 山田 久就君

政府委員 環境庁長官官房
長 金子 太郎君
審議官 石渡 鷹雄君
環境庁企画調整
局長 信澤 清君
環境庁企画調整
局長 山本 宜正君
環境庁自然保護
局長 出原 孝夫君
環境庁大気保全
局長 橋本 道夫君

事務局側 環境庁水質保全
局長 二瓶 博君
常任委員会専門
員 首藤 俊彦君

説明員 行政管理庁行政
管理局管理官 山本 貞雄君
大蔵大臣官房審
議官 大場 智満君
通商産業省基礎
産業局長 児玉 幸治君
中小企業庁指導
部指導課長 鬼塚 博視君
自治省財政局調
整室長 小林 実君

本日の会議に付した案件

○環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片岡勝治君 環境庁設置法の一部を改正する法律案の審議内容は、国立水俣病研究センターを設置することとあります。御承知のように水俣病は公害病の原点と言われておりますが、すでに発生以来二十有余年経過をいたしております。しかし、その水俣病の実態は今日なおつきわめて深刻な事態になっておるわけであり、私たちが本日にこの問題について心配をしております。遅まきながら研究センターが設置で

きることについては私も大いに賛成をする。むしろ遅きに失した感があるわけであり、これが関連して二、三の問題について質問したいと思ふ。

この研究センターの設置に当たりまして、まあこの十月から活動が開始されるということであり、当初でありますから規模もきわめて小さい。私も想定したよりもはるかに小さいような感じを受けるわけであり、聞き及ぶところによると、これは将来、もちろんこの機能、人的な組織、機構、そういうものも逐次拡大をして所期の目的を達成するという方向にあるというふう聞いておりますけれども、当面開所をする時点における活動の模態といえますか、その内容、そして将来どういうふうなこれを拡大していくのか、そういう構想がありますればこの際伺いたいと思ふ。

○政府委員(山本宜正君) お尋ねのように、現在五十三年度におきまして開設いたしますときは、定員が八名でございます。所長一名、部長二名、室長二名、課長一名、その他二というふうなことでございます。開所を十月一日といたしておりますが、今後の運営方法等につきましまして、その成り行きを見ながらさらに必要に応じて定員の充実強化を図つてまいり、かつ事業内容の拡大も必要に応じて考えてまいり、かように考えておるわけでございます。

○片岡勝治君 これは何か年次計画的なものはないのですか。まあ人数が少ないから研究の機能が貧弱だと一概には言えませんが、常識的に言つて、わずか八名ということではありますから、これはまだまだ大いに拡大していかなければならぬ点があると考えられるわけであり、そういう将来計画というものがあれば、そうか、将来そういうふうな大きくなっていくのならばということ

で、関係住民にも何といひますか、期待といひますか、安心感を与えると思ふのでありますが、そういう将来計画について、もしいまでできておればこの点ひとつお示し願ひたいと思ふ。

○政府委員(山本宜正君) 現在、年次計画という形では私もまだ持つておりませんが、約三十人ぐらゐの所員を抱えて研究業務ができるように考えておりました。これをなるべく近い将来に実現したい、かように考え、かつ努力をまいりたと思つておるわけでございます。

○片岡勝治君 せっかくできたセンターでありますから、なるべく速やかに、人的にもあるいは機能的にも充実強化して、文字どおり水俣病の研究センターとしての役割りを果たしていただきたいと思ふわけであり。

それから、この設置過程でありますけれども、昭和四十八年の五月ですか、当時の三木環境庁長官が現地へ行つて、現地においてこうした要望を受けた。そして三木長官が設立についての検討をする、そういう指示を行ったということであり、すけれども、これも率直に言つて水俣病に対する対応というものが、今日までもいろんな角度から相当厳しい批判が寄せられております。このセンター設立についても、私は端的に、何といひますか大変スローモーションであるというところを感ずるわけなんです。四十八年五月でありますから、今日五十三年三月、五年間かかっているわけですね。これだけ緊急な、また地域住民や各方面から強い要求、要望がなされ、そして水俣病の研究、そしてその治療、そういうものが非常に緊急な課題であるにもかかわらず、四十八年三木さんがこうした構想を出してから五年の歳月を要しなければならぬもの、それができない。もちろん私は怠けておったとは思ひません。思ひませんけれども、非

常にその対応が遅々として進んでこなかった。こういう問題こそ、もう緊急に突貫工事でも何でもやっけて期待にこたえていく、そういう行政的な姿勢が必要なのではないか。五年からなければできないという、そういう行政的な対応に私は今日の国の水俣病に対する対応、そういうものの何か政治姿勢を見るような気がするわけなんです。一体どこにその隘路があったのか、これは後の祭りでありまうけれども、今日までの設立の過程の中でどこに隘路があったのか、問題点があったのか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(山本宣正君) 四十八年の五月に、当時の三木環境庁長官が現地におきましてこのセンターの設立の趣旨の発言を行いました。その後、ちよつと経緯を申し上げますと、四十八年の十月に学識経験者及び関係行政機関の代表によりまして、水俣病治療研究センターの設立準備懇談会というようない一つの機関を設置いたしました。昭和五十一年の十月から、その懇談会の中間報告をいただきました。その後、建設準備の検討会というのを開きまして、基本的な構想につきまして具体的な検討を始めた。その後五十一年の十二月から建設準備というところで具体的な建設の内容の検討をいたしました。五十一年になりました基本設計ができ上がりました。五十一年の八月に用地を取得したというように経緯がございまして、いろいろな角度からの検討に時間を要したというようにのが先生の御指摘のような遅延の一つの経緯でございまして、そういったような、いろいろな関係の知恵をおかりして検討するに時間がかかったということのように見受けられるわけでございます。

○片岡勝治君 まあ普通の病院と違って初めての構想ですから、一体どういふものをつくっていったらいいかというように、あらかじめ慎重に検討すること自体非常に大切だろうと私は思うんであります。しかし、私の手元にあります建設準備検討会の報告書、報告内容を見ましてもその膨大なものじゃないわけですよ。ほんの半ペー

ジか一ペー程度の構想であります。ですから、そういう検討は、もちろん関係のお医者さんやなんか真剣に検討したと思ひますけれども、やっぱりそういう検討の期間というものをなるべく短めて、スピーディーにやっていくというように行政姿勢が、私はちよつと欠けていたのではないかと、そういうふうに見えるわけなんです。したがって、私たちが常識的に考えて、この程度の施設に、私も県会議員をやっておりますけれども、まあ五年もかけなければできないというのとはちよつと考えられないんです。用地取得等について都市部では若干むずかしい点がありますけれども、あるいは設計等についてもその膨大な建物であるわけではないんで、なおかつ相当の日時を要しなければならぬ、この点私はせつかくつくるわけでありまうから、なるべく早くつくって関係者の期待にこたえるという行政姿勢がぜひ必要である、このように考えるわけでありまう。したがって、これからこの十月から発足するわけでありまうけれども、これを逐次整備拡大をしていくということについても、できればいままでのような、のんびりという表現は語弊がありますけれども、なるべくスピーディーに期待にこたえるような機能、そういうものをぜひ發揮していただきたい、このように考えるわけでありまう。

また正式に設置が決まったわけではありまうけれども、具体的なお答えができませんけれども、今度発足する八人の職員、まあ単なる事務的な方についてはいざ知らず、臨床研究とか基礎研究、そういういわばお医者さんといふものが、専門家を確保することが大変むずかしいと思ひますが、この点については見通しはどうなんですか、ついておるのですかどうですか。

○政府委員(山本宣正君) 現在のところ、所長につきましても関係の大学あるいは関係の研究機関の方をお願いをいたしまして、現在推薦をいただいております。まだ私の方の内部で決定はしてありませんが、各方面からの御推薦をお願いしているわけでございます。内部的な専門技術者につきましても、そういったような手続を経て人材を登用したい、かように考えておるわけでございます。また一つの研究の促進の方法といたしまして、将来におきましては、流動研究員と申しまして、ほかの研究機関あるいは大学等の方々についてプロジェクト的な研究テーマにつきましても一定期間御来所願って、研究に協力いただくというような形も採用いたすことによつてこの研究成果の発展を期したい、かように考えているわけでございます。

次に、これもいままでずいぶん、何度か公害対策の委員会やその他質問なり議論されておつた問題であります。検査状況、いまだどういふ状態になっておるのか、その概要を御説明いただきたいと思ひます。検査体制あるいはその実績、そういったものについて御報告をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山本宣正君) 若干詳細に申し上げますと、水俣病の認定業務は、御承知のように新潟県及び新潟市、熊本県及び鹿児島県の三県一市において行われております。昭和五十三年二月末現在におきまして、認定申請件数は、このすべてを合算しまして九千七百七十三件、処理済みの件数が三千四百八十件、うち申請取り下げ九十六件を含めております。未処理件数が五千六百九十三件となっております。特に熊本県におきまして認定申請件数が六千八百五十五件ございまして、そのうちの約四分の三に当たります四千六百二十七件が現在未処理となっております。

政府といたしまして、水俣病認定業務を推進いたしまして、患者の円滑な救済を図る必要があるというところから、昨年六月二十八日の関係閣僚

会議におきまして、政府としての対応策について申し合わせを行つたわけございまして、環境庁といたしましては、この申し合わせの趣旨に基づきまして対応策の中心施策であるところの月間百五十人検診、百二十人審査という体制を、関係各省及び熊本県の協力を得まして整備に努め、昨年の十月から熊本県におきましてはこの体制のもとに認定業務の促進が図られていたわけございまして、十月以降におきましては明らかに認定促進がなされているような資料が出ております。このほか、五十三年度におきましては、熊本県の検診体制を整えるために、検査機能を強化するというところで、現在熊本県の市立水俣病院の中にござい

ます水俣病検診センターの整備、拡充、機器の整備促進というところを図っていくように予算措置をお願いしているわけでございます。また、水俣病に関する医学的研究を総合的に推進するため、現在御審議いただいております研究センターを設置するとしておるわけでございますが、そのほか認定審査会におきまして判断の困難な事例につきましても症例研究というようになことをいたしまして、検診、審査の促進のための助成、手助けというような形をしております。まあ、これらの施策の充実、強化によりまして、今後の認定業務の円滑な推進が図られるものと期待しているわけでございます。が、さらに今後とも関係各省の協力を得まして、かつまた熊本県と一体となりまして、認定業務がより一層促進されますよう格段の方式を取り入れてまいらう現在検討を進めているところでございます。

○片岡勝治君 環境庁の資料、私の手元には五十二年八月末現在の一覽表がございまして、それから、調査室で調べて私どものもとに審査資料としていただいた資料の中に、五十二年十二月末現在の数字が載っているわけですよ。八月末から十二月末までの期間の認定申請者、あるいは取り下げ、認定したもの、棄却したもの、未処理件数、こういう数字が出ておりますけれども、ちよつとこの八月から十二月までの期間というのは、いま説明のあ

りましたとあり、十月から検診体制を強化して毎月百五十人の検診を行う、そういう業務を行うという方針に基づいて行われた期間です。細かく私まだ数字は当たっていませんけれども、この数字を見ると、当初予定した百五十人診療という数字が出てこないように見受けられるんですが、実態はどうなんですか、これは。

○政府委員(山本宣正君) 昨年の六月末の時点におきましては、当時滞留しておりました未処理件数が三千六百件ほどございましたので、それを三年間で解消するということから現在の百五十人検診、百二十人審査という体制を組んだわけでございますが、御承知のように、その後も申請者が月々ふえております。そういったようなことから、さらに一層の促進を考えなければいけないと思っております。

なお、現在私も手元に持っております五十三年二月末現在の熊本県における状況を申し上げますと、申請件数六千八百五十五件、取り下げたもの四十件、そのうちで処理済みのもの、認定が千百六十七という数字になっております。なお、十月以降におきます認定の員数というのは、まあ九月を境といたしまして処理の件数が急激にふえておりまして、私どもが昨年十月からとりましましたことによる促進の効果は一応出ておるわけでございます。さらに一層の促進方についての方策を考えていかなければならないのではないかとということで、鋭意検討中でございます。

○片岡勝治君 いまも説明がありましたとおり、十月から毎月百五十人の検診を行うということですが、したがって、その数字が統計的にここに出てきてしかるべきでありますけれども、実態はここまではないんでしょ。もしおわかりであれば、毎月どれだけの発表をいたしたいんです。いろんな事情で百五十人を目標にしたけれども、その線まで実態はついてないんでしょ。ですから、この引き算をすれば、九月までよりは若干上がっていますけれども、とても

百五十人体制というものは実態としてはできていないんじゃないんですか。

○政府委員(信澤清君) さっきの部長の御答弁に多少先生のお尋ねと食い違っている点がございますので私から申し上げたいと思いますが、おっしゃる通りに、十月から百五十人検診、百二十人の患者を認定審査会で御審査いただく、この体制はできているわけでございます。問題はその百二十人について処分が確定していないと、ここにあるわけでございます。若干数字を申し上げますと、十月、百二十人認定審査会で御審査をいたしましたが、その結果認定と判断されましたのが二十九名、それから棄却した者が十名、つまり全体の三分の一しか処分が行われていないと、三分の二はいわゆる保留者という形で、つまり審査会の方で知事に対して答申ができない、つまり判断したいというところで審査会の手元に残っております。こういう者が約三分の二残っております。そのうちで、また最近の一月を見ても、その傾向は若干改善されつつはございますが、やはり多数の保留者というものが出てきておる。したがって、先ほど申し上げました熊本県の四千何名のうち千名近くがいわゆる保留という形で審査会の手元で判断ができない、こういう形で累積していると、こういうことでございます。

○片岡勝治君 そうすると、検診の体制は大きく前進をしたと思うけれども、三分の二が保留されてしまっているというところになると、何かまだ根本的に解決していないような気がするんです。旧態依然として、むしろこの保留というか、そういう多数の方々の保留ということが問題になっているわけでありまして、昨年の六月二十八日の閣僚会議における決定、百五十人検診、百二十件の審査、その結果としては大変大量の保留者が出ておるということですから、当初の見込んだ診療体制というものが依然として大変大きな問題を抱えておると、今日なおかつ。そういうことが言えるわけですか、これは。

○政府委員(信澤清君) 昨年の七月に新しい検診体制の整備を決めたわけでございますが、その段階における熊本県におけるいわゆる保留者を含めまして処分が未確定の方が約三千七百名程度だったと記憶いたしております。この数字、間違ええたら後で申し上げたいと思います。したがって、毎月百二十人ずつ処分をしていけば、機械的に申して三年間でほぼ完了すると、こういう見通しであつたわけでございます。ところが、いまお話しのように、保留者という形で処分が未確定のままの方が逐次ふえてきています。したがって事務が進捗していないということが一つございまして、それからもう一つ、熊本県におきましては、八月以降にわかに申請者の数が毎月百名ないしはそれ以上ふえてきておるわけでございます。したがって、こなす件数よりも申請者の数がふえてきていると、それから審査会にかかっても保留へ回つてしまふという形で、結果的に先ほど申し上げたように四千数百名の方が未処理と、こういうふうになっているわけでございます。したがって、この保留とされている内容でございますが、これは医学的判断に属することでも私どもとやかく申すわけにまいりませんが、判断困難である、医学的に。現在の時点で判断困難であるという形で審査会では手元に保留されていると、このように承っております。

○片岡勝治君 そうすると、当初計画をいたしました昭和五十五年じゅうに滞留申請者の処分を終了するという計画は、これは現状でいくと大きく先ずれするということになりますか。確かに申請者が若干ふえるということとは、これはやむを得ないと思ひますね、新たに発病するという者が出てきますから。現時点で確定をするということがこれは不可能だろうと思う。そういう点で若干の狂いはこれはまあ物理的に出てくるのが考えられます。しかし、いま申し上げました、あるいは指摘されたように、大量の保留という数字が出ておりますと、五十五年じゅうに一応めどとして終了するというのが、今日のいまの計画あるいは

実施状況では相当先ずれするということが心配されますね。そういうふうな考えていいんですか。

○政府委員(信澤清君) まあ細部は部長から申し上げたいと思いますが、この問題は実はいまに始まったわけでもないんで、昨年認定促進を決めた際にもかなりの保留者があつたわけでございまして。そこで、先ほど申し上げましたように、先生方が判断困難というところでございますから、何かそれを促進する方法はないかと。しかし、お医者さんの判断でございますから、それに対してとやかく言うのもまたいかかというところでございまして、そこで、昨年の七月のいろいろな認定業務促進の一環といたしまして症例研究班というものをつくっていただいたわけでございます。この症例研究班の構成員は、熊本県のみならず、鹿児島県、新潟県、新潟市、この審査会の専門の先生方を全部網羅していただいているわけでございますが、そこに各県からそれぞれ判断困難だという症例を持ち寄っていただきまして、そして、一つ一つのことに具体的にとやかく申すのは問題でございますので、いわば類型的に研究をしていただく、その結果そのことが即認定その他に結びつくわけじゃないかもしれませんが、そういう形で研究の成果を御利用いただくことによって、いま保留されている方々についての認定促進、あるいは処分促進というものがつなげていくというところを期待しているわけでございます。ただこの発足が、これはまた先生方のいろんな御事情もございまして十一月末に発足をいたしております。その後何回か御研究をさせていただいておりますので、いま申し上げましたように、個々の判断をするんじゃないで類型的に考え方を決めていくということでございますので、その結果がどう出るか、いましばらく様子を見させていただきたいというのが私どもの現在の心境でございます。

○片岡勝治君 その年数の計画。
○政府委員(山本宣正君) ただいまの局長の答弁に補足をいたしますと、昨年の七月以降、判断条

件を示しました関係で処分率は上がっております。また、十二月以降症例研究班で、ほぼ一月あつたのは二月に一回ずつ開く予定で今後進めていこうと思つておりますが、これによりまして、熊本県の審査会の判断の一助になつておりまして、それによつての促進が今後図られていくと思うわけでございます。

○片岡勝治君 もうちょっと具体的に言つてくれませんか。百二十人のうち三分の二がこの保留ということですから、当初昭和五十五年までに完了するというのが、そういうような実態では相当おくれるんじゃないですかということなんです。症例研究班というお話がございましたけれども、これを一つつたからといって、この保留者が大部分認定とか何とかということじゃありません。それは数字上から見れば促進されていくとは思えないんです。そうすれば、五十五年までに終わるということは大きく先に延ばさざるを得ない、こういうふうに判断されるわけですよ、この点はどうなんですか。

○政府委員(山本宣正君) 先生御指摘のように、昨年の七月の時点での見直しは、その後の保留が多いということと、さらには申請者がふえているということからいたしまして、当時の計画と現状を分析いたしますと、五十五年までに全部を終了することは大変むずかしいと判断しております。したがって、先ほども申し上げておりますように、もう少し検診の体制を整えるような施策を五十三年度予算でいたしておりますし、また、その検診センターに現在常駐医が一名おりますが、これもふやしたいと思つております。また、審査体制につきましても何らかの形で審査が促進されるようなことをやつていこうと、こう考へていられるわけでございます。そういうことをあわせていたしまして、現状よりもさらに促進される方向を出してみたい、かように思つていられるわけでございます。

○片岡勝治君 なかなかこの検診そのものが普通

の病氣と違つてむずかしいということを私も素人ながらわかるわけでありまして、過般の、まあこれは後で質問もしたいと思つておりますが、座り込み等の抗議というか、要望というか陳情というか、そういうものも、やっぱりいまのそういう体制に対する大きな不満があると思ふんですね。このままでいけば、私は相当先に延びるだらうということをお心配するわけなんです。

それで、これは五十二年九月三十日付の環境庁の文書「水俣病検診体制の整備について」という、大きく一、二、三と項目があつて説明書きがありまして、これこれこういうことをしたいという。この実施状況はどうなんですか。五十二年九月三十日付の私の手元にある文書は、水俣病検診体制の整備について、これこれこういうことをしたい、こういうことをやります、こういうことをしたい、というふうな、項目的に具体的に書いていますけれども、今日時点ではこれは実施されているのかどうか。なければこの文書をお貸しします。

○政府委員(山本宣正君) 五十二年九月ですか、七月では……

○片岡勝治君 九月三十日。これ、あなたの方でつくつた文書じゃないの。

○政府委員(山本宣正君) これは私も県に對しまして説明をしたときの資料だと思ひます。実施状況につきましては、その間の中(1)でございますが、神経内科につきましては、水俣病検診センターに常勤医一名を配置する、これは配置いたしております。それからさらに、熊本大学の協力体制を倍増するというところで、国立別府病院、熊本労災病院というところの医師の協力を得ると、これも実施しております。

それから、眼科及び耳鼻科につきまして、熊本大学が実施することとしたと、これは熊本大学において促進の方向を協力してもらうことにいたしました。

三番目の神経精神科については、当面熊本大学及び富合病院により実施する、これもいたしてお

ります。

それから二番目でございますが、申請状況の推移に適切に対応し得るような常勤医の確保に努めるといふことで、必要に応じ他の大学、国立病院等の協力が得られるよう努めるといふことでございしますが、現在常勤医を一名といたしました。これをふやすという方向でいま関係方面と詰めておりますが、なかなか水俣病の専門の先生方を得ることがむずかしいのでございまして、これにつきましては現在まだ果たしていませんが、現在の常駐医をさらに一名ふやしたいという方向では関係方面との協議をいたしておるわけでございます。

県外の検診問題でございますが、これにつきましては近畿地域、東海地域の関係の医療機関との協議をいたしております。現在、その地域の検診業務につきまして関係医療機関でお願いしたいという方向でやつておりますが、具体的に申し上げますと、熊本県に検診の申請をいたしております人たちの順番待ちの関係がございまして、その順番待ちの関係から、逐次地方における検診の受付をしていくという形をとつていこうと思つております。が、具体的に県外在住者の申請についての検診がまだ行われておりませんが、体制づくりは一応つくつてあるわけでございます。

○片岡勝治君 この六月二十八日の関係関係会議で決定をされた認定業務の促進、この方針に基づいていまお答えのあつた検診体制を整備するといふ数項目が上がつていられるわけですが、これが全部この文書のとおり行われて初めて百五十人検診、百二十件の審査、こういう目標が達成される、そういうふうな私に私たち判断できるわけでありまして、いまお答えによると相当部分関係の皆さんの努力によつて実現しておりますが、まだ若干残つております。ですから、こういう点がやっぱり整備されていまいと当初の目標に達し得ない、そういうことになると思うわけでありまして、いまお答えがあつた点でまだ実現できていない点については、ひとつ早急に実現できるように御努力

をお願いしたいと思います。

それから、いままでのお答えの中でも、大変保留が多い、こういうことをお答えになりました。これまでもずいぶんこの点についていろんな角度から検討されておりましたけれども、これは昨年度ですか、公害対策特別委員会の方でこの問題の質問があつて、石原長官がこれについてお答えになつております。その内容は、ちょっと引用いたしますと、「一つの非常にまぎらわしい病像というもの、その判定の仕事でございますので、裁判とは違ひますけれども、一種の最終審といひましょうか、幾つか検査を重ねる、審査を重ねることで、それだけされ尽くして、そこで判定が出たものはやはり手続の中で患者さんたちに納得をしていただく、申請者に納得をしていただく、そういう意味で地域性を越えた形で、そういう専門家の権威を集めて、そういう最終的な審査の機会というものを一つつてほしい」といふ県の依頼でもございしますが、同じようなアイデアがすでに環境庁の方にもあつたようございまして、できればそういうものをつくりたいと思つております。こういう石原長官の答弁があつたわけでありまして、さらに、それに補足して保健部長さんから、その部分だけちょっと読み上げますと、「やはり県の認定審査会で判断が困難な事例が生じてくるということにつきましては、何らかの対応の方法があるのではないか」といふように検討をいたしてまいりたいと思つておるわけでございます。そういう点の補足があるわけですね。つまり、裁判ではないけれども、一審とか、その上級審といふものがある、いいんじやないかという一つのアイデアだろうと思ふんですが、これはその後環境庁で具体的に検討されたことがあるんですか。

○政府委員(山本宣正君) 現在の制度からいまして、上級審に当たるものをつくるわけにはまいらないといふことでございます。したがって、熊本の認定審査会の先生方、それから新潟、鹿児島、鹿兒島の認定審査会の先生方に集まつていただきまして、それで症例研究班というのを組織いたし

まして、その中で個別事例というよりも、むしろ典型的に判断困難な内容を集めまして、それについての御議論をいただきまして、それをひとつ熊本の審査会の方にフィードバックして審査の一助にするという方式をとりましたのが現在の症例研究班でございます。十一月以降、その機能をしております。それによる判断の促進というところがある程度図られておるわけでございまして、したがって、現在私どもの方で上級審査機関というものの設置につきましては考えておらないところでございます。

○片岡勝治君 特別委員会の方でそういう答弁がありましたのでお聞きしたわけでありますが、その後、環境庁の方の文書を見ましてもそういうものをつくるという考えはないということだと思います。この問題はまた他日質問をしたいと思いますが、そこで、大変保留が多いということについて、何か救済の方法がないかということ、これもこれまでずいぶんいろいろな角度から議論をされましたけれども、三月十八日の新聞に準認定制度というものを、関係省庁がそういう方針を決めたということで、相当新聞に大きく取り上げられております。この構想について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山本宣正君) そのような新聞報道があったわけですが、私どもの内部におきましては、準認定という考え方のものは、現在の制度の中では具体的に検討したこともございませぬ。現在の認定業務の推進という方向でその促進の方途を講じていきたい、かように考えておるわけでございます。そのような考え方につきましての検討は現在いたしております。

○片岡勝治君 そうすると、この報道というのは全くこれは誤報なんですか。これだけの記事が出る以上、しかも関係省庁の方針ということで出ておりますから、全く火のないところに煙立たず、これだけの報道がなされれば、私はどこかで何か検討されたんじゃないかというふうにとるのが常識なんです、全くそういうことはなかったの

すか。

○政府委員(山本宣正君) 私どもの内部では現在全くございませぬ。

○政府委員(信澤清君) 新聞報道のニュースソースその他については私も承知はいたしております。しかし、先ほど来部長が申しておられますように、準認定というふうな非常にあいまいな概念を持ち込むことは、私どもとしてはとるべき策ではないというふうに考えているわけでござい

す。ただ想像でございます。想像でございますが、これに相応するような考え方が過去なかったかと申しますれば、一つだけ考えられるものがあるわけでございます。これは熊本県がいろいろ認定促進について御要望をお持ちになっておられるわけでございまして、その時期時期によつて御要望の内容がかわつてきております。しかし、たしか昨年の五月か六月ごろに県の持つてこられたし御要望の中に、現在、処分としては認定が棄却の二つしかない、したがって第三の範疇とも言うべきものを考えることはできないかと、こういう御要望なり御意見があったわけでございます。したがって、準認定という言葉は私は適切だとは考えておりませんが、そういうふうな、処分として新しい範疇を設けるという御意見は県にもあったわけでございますから、当然私どもとしても内部的に検討している、ただし現行の法の枠内ではこれはできないということがあります。私どもの結論でございます。

なお、この機会にちょっと訂正させていただきます。先ほど申し上げました百五十人検診、百二十人審査体制で毎月百二十人認定をしていけば三年間で解消すると、こう申し上げましたけれども、私どもの案でも若干の保留者が出るということで、毎月百名ずつ認定あるいは棄却の処分をしていけば、という前提で三年間という計画を立てたということでございます。この際訂正をさせていただきます。百二十人という

のはいままでの文書にはずっと出ておりますね、

それを百人というふうに訂正されるわけですか。

○政府委員(信澤清君) 百五十人検診、百二十人認定審査と、これは変わらないわけでござい

ます。ただ、その結果従来の例から申して若干の保留等が出るであろうと、それを見込んで、百名については認定なり、あるいは棄却なりの処分について審査会の御意見が出るだろうと、こういう考え方をあつたわけでございまして。その前提でいたしましては、先ほどからのお話に出ておりませんが、御案内のように昨年の七月に判定条件というものを各県にお示ししているわけでござい

ます。これは医学的にそれぞれの御専門家の御意見を聞いて決めたわけでございまして、そういう判定条件をお示しすることによって従来の保留というものはかなり減ってくるのではないかと、こう考えたわけでございます。

○片岡勝治君 わかりました。しかし、いままでもずつと質問しておりましたが、依然として大変保留が多いということでもありますから、これは検診体制あるいは認定体制そのものを充実強化する以外にその道はなかる、こういう点で、ひとつ真剣にこの体制の強化のために御努力をお願いしたいと思

います。それから最後に、過般水俣病の患者さんたちが環境庁の前に座り込みをしたわけであります。まああの人たちにしてみればよくよくのことである。みずからのその悪い体にも打ちつてこま

といたしまして、みずからの要求いたします。本策というものが受け入れられない限り退去しない、という態度であつたわけでござい

ます。三週間余にわたつて座り込みを続けて、ときによりましては庁舎内におきまして集会を開くと、こ

ういったような正常な陳情活動を逸脱したような経緯があつたわけでござい

ます。○片岡勝治君 これに対して長官も談話を出してありますけれども、この際長官の見解をお聞かせ

いただきます。○国務大臣(山田久就君) いま部長からちょっと経緯、御説明いたしましたとおりでありまして、われわれといたしましては、いま御指摘になつたような水俣病のことでございますので、したがってこれはいま申しましたように、患者の一部、それから支援グループの陳情という形のものでござい

ます。いま申しましたように、患者の一部、それから支援グループの陳情という形のものでござい

わゆる陳情活動を逸脱したような形のものをわれわれはやめてほしいということで終止符を打ってもらったわけでございまして、正常な形ということではいつでもわれわれの話し合いをやっているという態度にはちつとも変わりないわけでございます。いま申し上げましたように、この問題は非常に大事な、私なんか何とかこれに対処する方法をという立場で、いわばいろいろ苦慮して対策を考えているわけでございまして、検診促進といういま御指摘になった問題も、実はいろいろ医師の数の他の関係から事実上なかなか制限というものを受けるのを余儀なくされておる。そういう意味では、何かはかに全般的に促進していくような方法がないだろうか。いろんな問題を加味して、いまもわれわれとしては、これに少しでもこたえられるようにという方法を、関係方面とも相談して、ひとついい結果を導くように努力をしたいということと考えている、それが今日の状況でございます。

○片岡勝治君 この問題について新聞の論調あるいはテレビ等の報道の姿勢を見ると、やっぱり患者さんの方にこれは同情的ですよ。これはこれまでの環境行政にも大きく関係があると思うわけでありますけれども、ある新聞の報道等によれば、これまで環境庁といえは、どちらかというと国民や住民の側について健康を守るために前面に立ってがんばってきた、しかし最近はどうもおかしくなってきた、石原長官の発言等もそれに影響したと思うわけでありますけれども、あるいは自動車の排気ガス規制、あるいはアセスメント法なども、アドバンスは上げたけれども、一年、二年たつてもその姿は国民の前に出されない、そういう環境庁のこれまでの政治姿勢といえますか、行政の姿勢といふものがあるのですから、今回のこの問題についても、もちろんああいうことをやらなければならぬ、そういう点ではまことに残念ではありますけれども、そういう人たちに對して本心に粘り強く話し合いをしていくというふうな姿勢が、もう二週間たったから、三週間

たったからということではなからうと思うわけでありまして、そういう点は環境庁の行政の姿勢そのものが基本的にこういって問題の解決を図ると思うわけでありまして、あの座り込みの陳情運動によって何がしかの前進があったのかどうか、私どもつぶさにわからねぬわけでありまして、具体的にこれはどうなんですか、患者さんといふ点で交渉されたわけでありまして、何か一定の前進といえますか、そういうようなことがあったんですか。

○政府委員(山本宣正君) 患者さんの方の一番初めに出示された要求書というものの内容を見てまいりますと、第一番目には、国が水俣病についての全面的な責任を認めよということ、それから基本策を打ち出す、そういったような答えが得られない限り話し合いが続けられないというふうなことでございまして、私どもその経過の中では、小人数の向こうの代表と私どもでもいろいろ話し合いをしてみたわけでございしますが、なかなか話の根本論に立脚しておりまして、予算の御審議を願っているような点がございしますので、いまの段階で具体的な内容についてなかなかお答えができない状況で経緯しているわけでございします。

○片岡勝治君 患者さんにしてみれば、先ほどからいろいろ論議されておりますように、まだまだ認定には数年かかる、一体自分たちの生活はどうなるんだ、そういう心配の余り、具体的にそうした問題の解決が示されない、そういうことであつた座り込みということになったと思うわけでありまして、そういう事態が発生しないで問題の解決を図り得るということがもちろん一番いいわけでありまして、やっぱりわれわれとしては、そういう患者さんの気持ち、置かれた条件、そういうものについて温かい気持ちで見守ってやる、そういう要求にこたえていくということが基本になければならぬのではないかと、そういう点で、私は警察官まで動員して実力行使で排除する。言っ

てみれば、あなた方は実力行使で座り込みをやったんだからという弁明をされるかもしれませんが、それでも、それを排除するにはやっぱり同じようなことをあなた方だってやっているわけですよ、警察官動員して実力で排除するといふ。私は問題の根本的な解決にはならぬだろうと思う。どうかそういう点で、まあ今後とも話し合いをぜひ進めていくという基本的な姿勢には私は変わりないと思うわけでありまして、どうぞ患者の皆さんの立場、置かれた条件というものを對して、本心に守っていく、それが環境庁の仕事である、そういう政治姿勢に立ってこの問題の対処をお願いをしたいと思うわけでありまして。

○和泉照雄君 私はまず、設置法に関連する質問の前に、いまもいろいろお話がありました、患者の方々が座り込みをおやりになって、そしてまた環境庁が強制排除をした、このことについてお尋ねをしてから質問の中に入っていきたいと思ひます。

川本委員長のおっしゃるには、座り込みを二月の二十四日からずっとやっておたけれども、あなたの方々が十六日の午前中に患者側と話し合いをするということをやったまま、そのまゝ何の話もなく、十九日に警備員の方々を行使しての強制排除が始まった、こういうような主張が新聞の報ずるところでございしますが、また事後の談話としても、やはり昨年の行政怠慢を認めた不作為の判決を無視をする環境庁こそ違法行為であるから、環境庁と交渉するわれわれは義務があるんだと、だからここで待たしてもらつておるといふ、そういうような主張に對して、いままで認定業務が非常におくれておるといふ反省も含めて、環境庁は、患者の方々が実力行使をされたといふことは一応おきまして、あなたの方の反省の点はどういう受けとめ方をされて反省をしていらつしやるか、この点を長官にひとつ伺ひたいします。

○國務大臣(山田久就君) 私は、先ほど来いろいろお話がございました、具体的には、この認定業務というものをどうやって促進したいかというその具体的な手段、方法だろうと思うんです。この点については、水俣病というものが特殊な病気でございますので、非常な専門的な知識を要します。先生の数も非常に限られておる。したがって、そういう中においてできるだけこれを動員してそして促進してやっていきたい。それに先ほどお話がございましたように、なかなか認定困難と言われている。留保のものも常にある。したがって、こういう事態に對して、いわば認定促進の業務は昨年十月から始められて、いまいよいよ政治問題として、これにこたえて促進に入つたので、ひとつぜひこれをといて考え方でやっているとすけれども、また新たな事態においていろいろわれわれの方として考える点、こゝろやたら、ああやたらという案、これは環境庁限りでできないような問題もありません。この点については一生懸命になって努力してやっていきたい、こう考えているわけでございします。むろんチソの問題についても同様でございます。しかしながら、先般の居座りによる話、結局根本問題を繰り返しているだけで、初めはわれわれに会わないと言つていたので、話し合いそのものを拒否するのはおかしいじゃないかということ、むしろその点を強く訴えてそれで私自身も会いました。ただしその会った話というのは、いわば非常に政治的といひます、静かに物を検討し得るようなそういう環境のものではなかった。その後において私の事務当局が、非常にあつた圧力のもとというふうなことでありましたが、それでも、少しでも前進するようにということで話し合ひはしましたけれども、しかしながらあつた形においては結局果りのあるような話ではできない、長い努力の結果であつたけれども、そういう結果ではなかったかと残念ながら思わざるを得ないような状況でございまして、いわばこのまま推移することは、患者自身の健康の問題から考へてみましても、またあつた合同庁舎の正面に居座つておられるというふうなことで、他に

与えるいろんな影響から見ても、もはやこういうことでは——そういう形は解いて静かなそれこそ話し合いという形でやってくれという繰り返しに對しても、とうとうそれに応じられないというままに、結局正常な話し合いに入るきつかけをつくるためにやむを得ずああいうような結果になったというところで、残念ながらああいう形において実りあるものが私は出なかったというような判断に立たざるを得ないんじゃないかと思ひます。にもかかわらず、一方においては、いま私が申し上げましたように、いろんな問題を考へての点は、これは関係方面と努力してやっております。ただ、これをいま具体的に公表し得るような段階にはまだ到達しておりません。しかしながら、この点はやっておりますし、そういう点についても私は静かないろいろな意見、実情、そういうものを聞いて、促進させるのに手助けになる、そのような私は環境のもとにおける、またそのような実態のもとにおける話し合い、このことをわれわれ一同も強く念じておるわけでございまして、そういう道は最初から言い続けてきた道だし、いまもちつともそういうものを打ち切りもしなければ閉ざしてもない。このことを申し上げてひとつ御理解を得たいと思ひます。

○和泉照雄君 患者側の方々の要望されておる問題は、長官が言われた根本的な問題でなかなか早急に解決し得ないというところはあったにしても、私は当然の要求かと思ひます。そしてまた、体が不自由な方々が、熊本あたりからこの寒い東京に、しかもコンクリートの上に座り込みをするという、その苦衷というものは私は察するに余りあると思ひます。いま長官が言われたとおり、静かな中でお話しするけれども、患者側はそういう心境になかなか立ち至らなかったということも私は理解を示されることが必要ではないかと、こういうふうに思ふわけです。で、まあ警察官まで導入をされて、あのようないれん状態を起こしておる患者を、当然起こるだろうということはあなた方も予測はできると思ふわけですが、そういう中でああいうような排除をされるということとは非常に残念な思いがいたすわけでございまして、今後はこういうような障害があったにしても、前向きでよく責任者の方々と話し合いの場を持つということ、心を開いてひとつ処理をしていただくたい、このように思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(山田久就君) 実りある話し合い、これこそわれわれが最も念じているところでございまして。いろいろ不徳の点、われわれも非常に残念に思つておりますけれども、この点いささかも御理解いただければ非常に幸せと思つております。

○和泉照雄君 では、水俣病と、それからチソの問題に関連して質問をいたしますが、もう先ほどのお話がありましたとおり、水俣病は発生してから約四半世紀を過ぎようとしておりまして、完全な治療法がないまま、患者はもろろん、水俣病の認定申請者はさらにひどい状態に置かれておることは御承知のとおりであります。そこで、伺いたいことは、水俣病の認定申請の処理状況、処理体制、これが熊本、鹿児島、新潟、おのどのようになつておるか、簡単に御説明願ひます。

○政府委員(山本宣正君) 水俣病の認定業務につきましては、新潟県、新潟市、それから熊本県及び鹿児島県の三県一市において行われているわけでございまして。それぞれの県の状況を見てまいりますと、新潟県、新潟市等におきましては、現在申請の数もそう多くございせんが、ほとんど毎月、あるいは月によりまして休んでおりますけれども、一応五十二年の一月から十二月の間におきましては、新潟県におきましては百五十九の審査をいたしまして、一〇〇〇の処分をいたしております。それから、新潟市におきましても同様九十件の審査をいたしておりますが、処分率は一〇〇%でございまして。しかしながら、熊本県におきましては五十二年の一月から十二月の間に九百四十四件の審査をいたしております、そのうちの約三〇%程度は処分をしておりますが、七〇%程度

が処分保留になつてゐる。鹿児島県におきましては三百七十名審査いたしておりますが、やはり処分が平均いたしまして三〇%程度でございまして、しかしながら、熊本県におきましては昨年の七月以降特に処分の割合が高まつてまいりました、五〇%以上の処分をきちつとしております月もございまして。しかしながら、先ほども申し上げましたように、特に熊本県におきましては申請者がその後ともふえてゐるという実態でございまして、そういう意味での処分保留者がふえる傾向があるわけではございません。

○和泉照雄君 先ほど質疑の間でいろいろ問題になりましたが、新しい認定申請者というものが大分出てきてゐるやうなもので、いままでの処分保留のほうに時間がかかるものではないかと、こういうふうにお思ふわけで、いままで認定業務を県だけに任しておられたと、特に熊本県の場合は相当な負担で、県議会の方でも返上というやうなことで御意見も述べられておるようでございましてけれども、国がこのやうな状態に追いやつたといふことは私は大きな責任じゃないかと、こちらあたりで国が認定業務をすることにについては考え始めていふではないかと、こういうふうにお思ふんですが、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(山本宣正君) 御承知のように、この水俣病の認定業務と申しますのは、地域住民の福祉に深くかかわることでございますので、住民と密接な関係にあります地方公共団体の長が行うという形で制度が組み立てられてゐるわけでございまして。さらに、水俣病だけをとりましても、認定申請者の大半が県内の在住者であるということ、それから水俣病に関する臨床的な専門家が、主として熊本大学等を中心といたしまして大ぜいおられるということ、そういった実態を考慮いたしまして、この認定業務は今後ともやはり引き継ぎまして県が実施することが適当と考えてゐるわけでございまして。このやうな考え方につきましては、昨年の六月二十八日の関係閣僚会議におきまして

も申し合わせがなされたところでございまして、環境庁としては、現行の方法の中で業務を着実に推進するということが最も肝要だと考えておりました、この点につきましては、熊本県とも一体となりまして、その認定の促進が図れるやうな方途を協議をし、最善の努力を圖つていきたいという方向で考えてゐるわけでございまして。

○和泉照雄君 ことしの初めごろだつたと思ふんですが、熊本の澤田知事が、判定の非常に困難なやうな申請者だけでも国が認定業務をしてもらへぬだらうかと、こういうこと等が、非常に認定業務が遅延をしておるやうなことに関連をし、また認定業務に関する県の費用の負担ということ等から、そういうやうな御意見をお出しになつたと思ひますが、これについてはいかがお考えですか。

○政府委員(山本宣正君) ただいまお答えいたしましたやうな方向でこの制度ができておりますが、判断の困難とされてゐる事例につきましては、昨年、判断条件というものを示しましたし、その後環境庁が三県一市の審査会の先生方を一堂に集めまして症例についての研究をするという症例研究班を設けております。これは症例の典型的なものを持ち寄りまして、その判断についての討議をいたしまして、その討議の結果を踏まえて地元の審査会の判断の手助けにする、こういうことをしてゐるわけでございまして。これによる認定業務の促進というものは昨年の十一月からしてございまして、これまた関係閣僚会議でも申し合はされた趣旨のつとめてやつてゐるわけでございまして。私も、そういう方法に期待するやうな方向で、現在その推移を十分見詰めてまいりたいと、かように思つてゐるわけでございまして。

○和泉照雄君 いずれにしても、認定業務を促進をされて、その努力は認めますけれども、現実には焼け石に水のような状態でなかなか遅々として進んでいない、その間に申請者はもう本當に生命の危険にさらされておるのが実態でございまして、県だけにこの認定業務を任しておるということとは、私は国にこれは大きな責任があるんではな

いかと思ひますが、そこで、県と抜本的にこういう問題について話し合つたことがあるのかどうか、今後そういうような気持があるかどうか、また、現行の認定制度を何とか抜本的に変えるというお考えはないかどうか、その辺のところをお答え願ひします。

○政府委員(山本宣正君) 当然のことながら、昨年十月以降の実施状況あるいは申請状況というものを踏まえまして、しばしば県の事務当局と会議を持ちましては方法論についての議論をいたしております。また、先ほども御説明申し上げましたように、この検診にいたしましては審査にいたしまして、全国どの大学、どの医療機関というところにもこの水俣病の専門家が在るわけでございます。やはり熊本、鹿児島あるいは新潟というような特定の地方に専門家が在るというふうなことから、なかなかその先生方の本来業務に支障を来さない限りにおいて促進を図つていこうということには困難性がござります。しかしながら、関係の方面の協力をなるべく仰ぐようにいたしております。昨年十月からの促進がなされたわけでございますが、今後さらにその第二弾、第三弾の促進という方向を現在検討しつつあるわけでございます。そして、そういう方向で今後の解決を求めたいと、かように思つておるわけでございます。

○和泉照雄君 また、認定業務の促進の一つとしては、検診センターの充実強化ということが私は一つの大きなテーマじゃないかと思ひますが、現在、検診センターには常駐のお医者さんはお一人のようでございますが、この常駐医の増員配置という点についてどのようなお考えでしょうか。

○政府委員(山本宣正君) 現在御審議を願つております五十三年度予算におきましては、検診センターの機能向上並びに施設の拡大ということで、施設の拡大についての県に対する補助金あるいは内容の機器等の整備による検診の促進ということでの機器整備の助成金を計上していただいております。そのほか、御指摘の常駐医による検診というものが非常にその能率向上に

役立つということがわかつておりまして、昨年から一人常駐医を確保することができましたが、今後さらにこの常駐医をふやすという方向での問題は、関係の熊本大学その他の大学等から水俣病の専門の先生を仰いで常駐医をふやすという方向で、現在折衝を進めております。ただ、なかなかいろんな意味での条件の折り合いの問題等がございまして、今日までさらに二名以上にすることに ついての実現を見ておりませんが、これは強力に私も進めてまいりたい、かように思つております。

○和泉照雄君 先ほども、県外の患者の検診窓口の整備ということについて御答弁があつたようにございまして、水俣病の患者は、熊本の関係の方で全国的に約二十数カ所、鹿児島で十数カ所の都道府県に移住をいらつしやるようでございますが、こうなりますと、一地方の認定業務をやるということでは、その地方自治体も、あるいはまた患者の方も大変だろふかと思ひますが、そういう意味から、特に患者には体の不自由な方が多いわけでございますから、住んでゐる地元でやるというふうな、そういうふうなことを考え、またそういう措置をするお考えはないかどうか。

○政府委員(山本宣正君) お尋ねの点でございますが、従来は、かつて水俣に住んでおられてその汚染された魚を食べたということで、その後居住地を変えておられる方々につきましては、従来熊本県に申請をいたしまして熊本へわざわざ出向いてまいりまして検診をされる、その後審査に付するという形をとつておりました。東海地方、近畿地方、それから関東の東京付近というところになりの申請者がおられます。数百名でございますが、おりますが、その中で特に東海地域あるいは近畿地域につきましては、私どもその地域の申請者の方々と数回話し合ひをいたしました。また、関係の医療機関におきまして検診をしていただくという方向についての協議も、私ども現地へ参りまして医療機関の長並びに医療機関の担当医の先生方と相談をしております。東海地域、近畿地域

におきましてはほぼできる方向になってまいりましたが、しかしながら、その地域に住んでおられる方々も熊本県における検診の順序待ちというふうなことがございまして、熊本県からそういう順序に依つての検診の依頼を事務的に受けるということになりますならば、他の地域における検診もできるといふような体制にまではなつてございまして、これは県からの要望もあつた点でございます。現在その整備が整いつつあるというぐあいに御理解をいただきたいと思つております。

○和泉照雄君 次は、新聞紙上で取り上げられております補償の母体のチソの問題について、通産省の方からいらつしやいますか。——お伺ひしたいと思ひますが、いままでのチソの累積赤字の額とか収支状況など、経営状態はどうなつてゐるのか、また、チソの現在の補償の月額、年額についてお知らせ願ひします。

○説明員(児玉幸治君) チソの経営状況についてのお尋ねでございますが、チソは昭和四十年の上期から無配会社になつたわけでございますが、自來この五十二年までずっと無配でございます。最近では、御承知と思ひますけれども、チソの主力製品は塩ビ、化学肥料、ポリプロの三つでございますけれども、そのいずれの商品につきましても市況が非常に悪つてございまして、そういうことで大変苦境に陥つてゐるわけでございます。昭和五十一年度、昨年の三月末の決算を見ますと、売上高が八百四十四億円でございしますが、経常利益一億円でございまして、ただし、これは経常ベースの収支でございますから、特別損益を加えますと大幅な赤字になつております。それから、五十二年度の上期には、これは中間決算でございますけれども、売上高四百二十七億円に對して経常ベースで八億円の損失を出してゐるわけでございます。これに特別損益を加えますと、チソの累積の赤字は三百十二億に達しております。

も、これは五十二年の上期までに二百六十八億円の補償をいたしております。最近の数字で見ますと、五十年度は三十一億、五十一年度は四十六億、それから五十二年上期だけで二十二億を払つております。お尋ねの月々の支払いはどうかという点でございますけれども、これは月ごといろいろな変化をいたしておりますけれども、多い月は、たとえば最近でございますと昨年の十一月に七億、十二月には四億、ここの一月は五億、こういうふうな数字になつております。

○和泉照雄君 今後認定患者がふえてくることは、これは当然でございますし、補償の金額も大幅にかつ急増することも当然かと思ひますが、世間ではチソの倒産もさやかれるなど非常に苦しい立場に立つてゐることは、これはもう理解ができるところでございしますが、そこで、熊本県やあるいは水俣という地元では、チソの救済のため——ということ、補償金の支払いがとまりますと患者の救済ということが大きな問題になりますので、そういうことも含めまして政府資金を導入することを要望してゐるわけでございますが、政府としてはこの点をどのようにお考えか。

○政府委員(信澤清君) 御案内のように、現在水俣病患者に対する補償金の支払いというのは、チソと患者さん方の間の民事上の補償協定というものの基に行われておるわけでございします。したがって、私も法律に基づく認定をいたしますと、現在の補償法の体系の方の給付を受けるのではなくて、民事上の補償協定の方の給付を受ける、補償を受ける、こういうたてまえになつておるわけでございます。そこで、仮にチソについていまお話しのような事態が起きますと、一つは補償金の支払いがどうなるかという問題、同時に、水俣にございします工場が仮に閉鎖等の事態になりますれば、その地域における雇用その他の社会的、経済的諸問題というものが深刻になつてまいるといふ事態が想定されるわけでございます。そこで、私どもといたしましては、いろいろこれに対する対応はございしますが、やはりチソ

を存続させながら、いま先生お話しのように、補償協定に基づく補償を十分に履行させる、こういうことでいくことが適当ではないかと、こういう判断をいたしておるわけでございます。ただし、その場合に公的な措置としてどのようなものがとり得るかということにつきましては、これまた御案内のような汚染者負担の原則というものがございまして、そのためまを賈きながら、いま申し上げたように最終的にはチッソを存続させ、そうして補償協定に基づく補償金の支払いを円滑に行わせる、その兼ね合いをどう考えるかということ等につきまして、目下通産省初め政府部内で御相談をしておる、こういう段階でございます。

○和泉照雄君 一月二十四日だと思いますが、村山大蔵大臣が水俣病関係会議で、開発銀行等の融資等を含めまして国や政府機関による特別融資は筋違いだと、大蔵の方来ていらっしゃるんですか。——このような御発言があったようにお聞きしておるんですが、ではチッソの救済についてはどのような考え方、どのような基本方針をお持ちなのか。仮にまたチッソが倒産をし、そして補償金の支払いが不能になった場合に予測される事態、それに対応する処置を政府は持ちなのかどうか、患者救済を含めまして、また、通産の方に同時にお伺いしますが、チッソグループや日本興業銀行によるチッソの自主的再建に対して行ってきた政府の行政指導と今後の方針はどのようなものをお持ちか、お答え願いたいと思います。

○説明員(大場智満君) まず最初に、去る一月の閣僚会議の際におきまして大蔵大臣の発言でございますが、大蔵大臣は、開発銀行の資金は産業開発等に要する設備資金に限られており、補償資金、補償融資と申しますか、補償金の支払いのための融資は法律上できないという趣旨を申し述べたというふうに聞いております。

次に、チッソに対する救済の問題でございますが、先ほど環境庁からも御答弁がありましたように、この問題につきましては、まずチッソ、いわゆる原因者負担の原則との兼ね合いをどうするか

というのが重要であると考えております。ただ、仮にチッソが補償金支払いに困難を感じるような場合には、先ほどお答えがあるお答えがございまして、地域振興の問題あるいは雇用の問題のみならず、何よりも患者の救済という点で非常に大きな問題がございまして、私どもとしましては、できるだけそういう事態にならないように対処していきたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、具体策につきましては、現在関係省庁が頻りに集まりまして知恵を出し合い検討しておると、そういう段階にございます。

○説明員(児玉幸治君) チッソ、チッソグループ、その他金融機関等でチッソを支援するためにどういうことをしているかというお尋ねでございますけれども、チッソ自身につきましても、かねがねその企業内におきまして合理化、徹底的なコストダウン等につきまして企業自身の努力を大いに期待しているわけでございますが、金融面におきましても、先生御承知と思いますが、昭和四十九年以来金融機関からの借入金につきまして、元本の返済のたな上げでございますとか、金利の軽減でございますとか、そういうふうなものがずっと現在も続けられているわけでございます。

それから、当面何をしているかということでございますが、先ほどちょっと御説明いたしましたように、いずれも非常に不景気な分野に属する商品の生産をいたしております。そういうことでございますので、たとえば、塩ビの場合には不況カルテル、これは現在も行われておりますけれども、そういうものの中で市況を何とか立て直そう、それからポリプロピレンの場合には、昨年の秋以来新規参入の動きがございまして、これを説得いたしまして新規参入をこの際思いとどまらせてもらうというふうな形で、市況の維持、確保を図っているわけでございます。なお、経営健全化ということになりまして、当然新しい商品、新しい収益性の高い商品の開発というものを考えなければならぬわけでございます。これはすぐれ

て会社自身が考える問題でございますけれども、会社の方から案が出てまいりました場合には、私どももいたしましてはこれを積極的に支援してまいりたいというふうに思っております。

○和泉照雄君 たしか二月の二十四日の新聞だったと思いますが、内閣官房がチッソに対して、三月末をめどに今後の補償金の見込み、収益などの長期見通しの提出を求めたということが掲載されておるようでございますが、この事実の有無、もし事実であるとするならば、政府資金導入の前提とする意図があるのかどうか、この点をはっきりさしていただきたいと思っております。

○政府委員(信澤清君) 先ほど来頻りに出ております関係閣僚協議会の事務を、内閣官房で当然のことながら扱っておるわけでございますが、内閣官房が独自でそのような資料を要求されたという事実は私どもは存じておりません。

○和泉照雄君 次の問題に移りますが、あと二問ほどで一応区切りですが、現在クローズアップされておる県債方式の救済方法でございますけれども、もしこの方法をとるとすると、こういった起債が適当なのか、また償還能力の判断はどうするかを含めて、この方式に対する自治省の見解をお知らせ願いたいと思っております。

○説明員(小林実君) 県債発行の問題につきましては、県の方から私どもの方に要請がございまして、県にお答えするのはどうかと思っておりますが、一般的に地方債の扱いにつきましてお答えをしたいと思います。

従来、転貸債の発行につきましてはいろいろ要件がございまして、一つには、当該対象事業につきましまして地方公共団体が何らかのかかわりを持つ、行政責任のようなものがあるというものに認めると、こういうことを一つの原則としております。それから二番目に、転貸先の償還能力に不安がないということもポイントの一つでございます。また、転貸債の場合におきましても、これは三番目になりますが、主として建設事業を原則としておるわけでございます。御質問のチッソ救済

のための県債発行につきましては、いま申し上げましたような点につきましてはいずれも問題が多いわけでございますが、私どももいたしましては、困難である、こういうふうに考えております。

○和泉照雄君 現在の公害健康被害補償法では、現実に加害企業であるチッソの支払い能力というのが非常に問題になっておるわけでございますが、もしもこの支払い能力を喪失した場合の対応措置がないようではございまして、この補完措置はどのように考えていらっしゃるのか。たとえて言いますと、この補償法を抜本的に改正をするとか、あるいはまた大気汚染疾病に対して、企業が連帯責任で汚染賦課金を拠出して全国の患者に補償金として支払っているという、こういうような制度を、水俣病という特定な病気でございましてけれどもとり得るのかどうか、こういうことも含めてどのようにお考えなのか。

○政府委員(信澤清君) お話しのように、現在の公害健康被害補償法で、お話しのような事態が起きた場合にどうなるかということについて、この法律制定当時想定しておらなかったという事実は御指摘のとおりでございます。したがって、法律上認定をされ、都道府県知事が補償金の支払いをするという義務は形式的には残るわけでございますが、その財源となるべきものが、チッソから公害健康被害補償協会に納付されない。つまり財源がありませんから事実上この法律は動かなくなる、こういうことでございまして、このような形で制度が充足したにつきましては、こういう事態を想定したら、もともとこの法律がいわば民事上の責任を行政的な仕組みによって補てんをするという考え方をとっているわけですから、民事責任を負うものがなくなるという事態を想定すること自身が、この法律のいわば立脚点を失ってしまうというふうなことからこのためを失うてしまっているわけでございます。しかし、現実問題としてそのような事態が起きた場合にどうするかということとは、これからの研究課題ということになるわけでございます。さような意味を含めまして、先

ほどの民事上の補償協定に基づくものであれ、仮に補償法による給付を行う場合であれ、チソソを存続させておきたいというのが環境庁の考え方であるわけでございます。

それから、財源に第一種の疾病と同じようにいけば連帯責任という考え方が入らぬかというお話でございますが、第一種の疾病と申しますのは、大気汚染、水質の汚濁等の相当広範囲にわたる環境汚染がある、それから疾病の内容が非特異性疾病と申しまして、通常あり得る、つまり環境汚染がございせんでもあり得るせんそくでございますとか、こういう疾病を対象にしているわけでございます。したがって、何と申しますか、四日市判決等に見られますように、企業共同責任というものをバックグラウンドにいたしまして、水俣病の場合には、これはもう汚染をした原因者と被害を受けた方というのが特定しているわけでございますから、その中に法律的に共同責任を持ち込むというのは、現在の段階ではなかなかむずかしい問題だと思ひます。しかし、いろいろチソソの問題を今後考えます場合に、国がどうこうする、あるいは地方公共団体がどうこうするということに、やはり先ほどもお話に出ておりましたように、経済界全体としてチソソにどう対応していくのか、こういう点もやはり私どもとしては十分見きわめる必要があると思ひますので、そういう全体をおいた上で何ができるかということ、やはり行政的に考える必要があるんじゃないかと、このように考えております。

○和泉照雄君 いずれにしても、このような問題でPPPという、こういう原則を将来も踏まえていくということになりますと、経済界の好不況によつて非常に左右されるこういうような個人企業というものに補償の負担をさせるということは、非常に不安定な、そういうような問題が起ることになります。そういうことで、こういうような考え方を国としては変更する、そういう抜本的な考え方の変更をお考えになってはいないのか、そういうことも含めて御答弁をお願いいたします。

○政府委員(信澤清君) いわゆる第二種、水俣病あるいはイタイイタイ病、これは先ほど申し上げたように原因者がはっきりしているわけでございますので、共同責任という考え方をこの仕組みの中に持ち込むことは大変むずかしい、したがって無理であろうと、せっかくの御提案でございますが、さように申し上げたいと思ひます。ただし、一般的に公害の被害を一企業ではなくて、企業の連帯責任によつて補償することも考えるべきじゃないかという御提言は、これはこの法律の制度とはまた別の問題として十分研究しなきゃならぬ問題だと、このように考えております。

○委員長(塚田十一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○和泉照雄君 午前の質疑に続きまして、今回は設置法関係の質疑をいたしたいと思ひます。

国立水俣病研究センターを設置する理由づけとしては、提案理由の中で、「水俣病については、いまだその治療方法が確立されていないことなど未解明の分野が多く残されている」「現状に堪がみ、国において水俣病に関する医学的調査及び研究を総合的積極的の実施することが必要である」と、このようにございしますが、この構想は、午前中もお話がありましたとおり、三木長官が昭和四十八年の五月に水俣に行かれたときに、現地での構想を打ち出されたわけでございますが、やうと五年をけみしめたようなことが実現をされるという、少し遅過ぎたんじゃないかと、こういうふうに思ひますが、その辺の経過について御説明をお願いいたします。

○政府委員(山本宣正君) お尋ねのとおり、昭和四十八年の五月に、当時の環境庁長官三木先生が現地におかれまして本センターを設立する旨の発言を行つたわけでございます。その後四十八年の秋になりました、この設立につきましての検討をいたしたく懇談会を発足いたしました。その後、五十年になりました、建設の準備検討会から基本的な構想についての報告を得たわけでございます。この基本構想に基づきまして、国が直接設置することといたしまして基本設計の検討を行つたわけでございます。五十一年に水俣市に建設用地を取得いたしました。五十一年十二月から工事に着手したわけでございます。水俣病はいろいろ早くからこういつた基本的な研究をなすべきであつたと思はれるわけでございますけれども、いろいろその構想なり目的等につきましてもの検討に時間がかつたという形でございます。

○和泉照雄君 その際に、水俣市で三木長官が住民の方々、患者の方々に公約をされたことがございしますが、それは、この総合センターを建設するにについては患者を加えた委員会をつくるということをおっしゃつておるようでございますが、いままでいろいろと調査したところでは、この患者が加えられた形跡がないわけでございますが、この辺の事情はどのようになつておるわけでしょうか、その理由等について御説明願ひます。

○政府委員(山本宣正君) この水俣病研究センターと申しますのは、御承知のように国で行なうければならないような基本的な研究をやつていくと、こういう考え方でございまして、地元の人たち、あるいは患者さんの方の意見というものはひとつ参考に徴したいという形を考へておるわけでございますけれども、特に運営委員会の場の中に患者さんを入れるかどうかについては、いまのところ考へておらないわけでございます。

○和泉照雄君 いまあなた方は考へていらつしやらないというわけでございますが、その当時患者の方々に長官が約束をされ、患者を加えた委員会をつくるということをおっしゃつたわけでございますが、それが結局実行されなかつた。どういふわけで行行されなかつたのか。

○政府委員(山本宣正君) 今日までこの設立につきましていろいろと構想を立てる段階では、地元におきまして、患者さんのグループを集めまして御意見をいろいろお聞きいたしまして、それを踏まえて計画がなされておるわけでございます。

○和泉照雄君 では、三木長官が患者を加えた委員会をつくるとおっしゃつたのは、そうじゃなかつたわけですか。

〔委員長退席、理事林道君着席〕

○政府委員(山本宣正君) 患者を加えた委員会を設置するという形ではなしに、計画の段階では、患者さんの方のグループに検討委員会の方々がおいして御意見を伺うと、今後運営の段階でもそのような形で患者さんなり地元の人たちの意見を反映するような方法をとつていきたいと、かように考へておるわけでございます。

○和泉照雄君 次は、水俣病の医学的調査と研究ということについてお尋ねをしますが、いままで国としては、この医学的研究調査ということはそれなりに取り組んでいていらつしやらないと思ひますけれども、熊本大学医学部、あるいは水俣市における研究のそういう規模からしますと、国の段階では非常に小さいような感じがするわけでございますが、どのような研究をしてこられたのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山本宣正君) この水俣病研究センターを現地ににつくつた理由でございますが、これは御承知のように、水俣病が公害の原点であり、水俣地域におきますその水俣病の態様というものは、他の新潟等に比しますと大変症状も多彩であり、かつ重篤な者もあるというようなことでこの地域に建てることとしたわけでございますし、その中でいろいろ今後の研究を進めてまいらうと、そういうような理由でございます。

○和泉照雄君 余り大した規模の研究をやつていらつしやなかつたというふうに理解せざるを得

ないわけですが、今度の設置される水俣病センターには、治療部門が設けられないのはどうい理由なのか。私たちの素人の考え方としては、一貫しておやりになった方がいいのではないかと、思うわけですが、その辺のところはどうなのか。そしてまた、将来この治療部門という部門を設ける、そういう計画があるのか、また患者の方からは治療部門を設けてもらいたいという要望はなかったのかどうか。この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(山本宣正君) この研究センターにつきましては、構想といたしましては、国が国でなければ行かないような医学的な調査研究を総合的に進める、こういう趣旨のものでござい。当時計画の段階におきましては、地元におきましては医療需要、水俣病も含めまして医療に対してどのような需要があるかというように、これを調査をいたしました。御承知のように、現在水俣には水俣市の市立病院あるいは明水園あるいはリハビリテーションセンターというように、いろいろな治療、収容、リハビリテーションの施設がござい。こういことを勘案いたしますと、このセンターにおきましては、臨床研究といましては、その地域の他の医療機関との有機的な連携を保ちながら、研究目的に必要な範囲での医療行為をやっていくこと、こういう構想になっておるわけがござい。また患者の方々の過去の診療の経緯とか症状の推移、こういう点につきましては、むしろそのような施設におきまして主治医の先生がよく把握しておられますし、適当だと考えておりますので、それらの先生方との連携研究というように形におきまして臨床的な研究を進めてまいろう、こういう構想に立つたわけがござい。そして、そういう意味で、入院の施設は現在設置することを考えておらないわけがござい。

○和泉照雄君 患者の方からは、先ほど質問した要望はなかったかどうか、その辺のところは、

○政府委員(山本宣正君) 患者さんの中からは、

一部の患者さんから治療施設を、特に入院収容施設をつくって、こういう要望はあったそうでござい。ですが、これにつきましては、地域の医療需要の調査あるいは地元の医療機関あるいは医師会と相談いたしましてつくらなかった、計画しなかった、こういうような経緯でござい。

○和泉照雄君 ですから、先ほど三木長官が行かれたときに患者を加えての委員会をつくるということから、大分いろいろ組織の面とか定員の面からしましても相当後退しておるのではないかと、この水俣病に対する取り組みの姿勢というものが、このセンターの設置のいろいろな事情からよく私は理解できるような感じがしてならないわけがござい。これはどういようになっているのか、それから定員の内訳、どういよう職種でどういよう地位なのか、また、組織の管掌事務、つまりどういようことをやるのか、そういう点を御説明願いたいと思います。

○政府委員(山本宣正君) 昭和五十三年度におきまして十月から仕事を開始する、こういう計画になっておりますが、その昭和五十三年度の六カ月におきましては八人の定員が認められていて、その中でござい。その内訳といたしましては、所長が一人、部長が二人、室長が二人、課長が一人、その他二というぐあいになっております。仕事の分担といたしましては、所長は臨床研究に携わる臨床研究部の部長、それから基礎研究部の部長、その基礎研究部の中には、疫学的な研究と病理学的な研究とそれぞれ持ちます。それからさらには、総務あるいは庶務的な系統の事務部門、こういうような三つの部門に分かれております。これは、将来におきましてはさらに約三十名程度ぐらいいで人員の充実を図りまして、さらには部門ももう幾つかふやしてまいりたいと、かように考えておるでござい。

○和泉照雄君 では、将来どのような組織にして、どのぐらいの定員を予定していらっしゃるのか、そのめどもあわせてひとつ御説明ください。

○政府委員(山本宣正君) いまの段階におきまして将来の予想でござい。全体で約三十人ぐらいいの定員を考えておまして、内容といたしましては、臨床的な部分、すなわち診断あるいは治療についての研究をする部門、それから基礎的な研究部門の中では、いわゆる病気の原因を探る意味での病理的な研究部門、あるいは生化学的な研究あるいは疫学的な研究、さらには水俣病の過去におけるいろいろな調査資料等を収集整理するといような部門、こういった部門をそれぞれ考えておまして、おおよそ三十名程度の全体構想に基づいた建物にいたしてござい。

○和泉照雄君 その時期は大体いつごろをめどに

○政府委員(山本宣正君) いま直ちに三十名にいつごろということにははっきり申し上げにくいわけがござい。ですが、三年なり四年ぐらいい後にはそのぐらいいにしたいと、かように考えておるわけがござい。

○和泉照雄君 じゃ、この水俣病センターの場合は水俣市に設置されるわけがござい。新潟水俣病あるいは鹿児島出水の患者、こういう方々に対する対応の仕方、またこの関係性といのは、どのように考えたらよろしいんですか。

○政府委員(山本宣正君) 御承知のように水俣病につきましては、水俣が原点でもありまして、かつまた症状の重篤な人たちがも出ておったわけがござい。そういう意味で、この地域に設けることが適切だと考えたわけがござい。御承知のように新潟における水俣病もござい。これらにつきましては、将来新潟あるいはそのほかの大学、研究所におきまして、水俣病に関する研究に熱心な先生方をこの施設に集めていただく、あるいは流動的研究員というように形で、ある研究プロジェクトに一定期間参加していただく、このような方法をとることによって研究の成果を上げたいと思っております。研究と申しますのは、新潟と鹿児島と熊本というふうに分散するよりは、むしろ集約的にやった方がよろしいのではないかと、

いか、こういう考え方、現在のところ新潟あるいは鹿児島等にそれぞれ置くということについては考えておらないわけがござい。

○和泉照雄君 先ほど、将来計画について、三十名ぐらいいの定員で三年ないし四年ぐらいいかけて拡張をしたいというようにお話がありましたけれども、患者と接触をする臨床研究とか、病気の原因と発生過程に対する理論的研究、そういうようないろいろなこと等で、いま医療職が一人、研究職が大体四人というところで、この膨大な資料に対応することは非常に大変であろうと思っておりますが、この将来計画をもう少し縮めて、そして対応していくという考えは部長お持ちではないのかどうか。

○政府委員(山本宣正君) まず本年度の後半から事業を開始するということにつきましては、建物はこの三月末で一応竣工するわけがござい。ですが、こういう研究をいたす場合には、当然内部に必要とするいろいろな機械器具等の設置をいたさなければなりません。したがって、そういうことにある一定の時間がかかる。それから、研究は一どきに人をふやすという形よりも、むしろ逐次ふやしていくという内容の拡充を図っていく、国立公害研究所あたりにつきましては、そういう意味で、この研究所もそのような方向で逐次漸進的な拡大を図ってまいりたい、かように考えているわけがござい。また、先生御指摘のように、なるべく早い時期にそういうことをした方がよろしいではないかという御意見は、もともとでござい。そして、私も明年度以降の予算折衝の過程で、そういう点につきましては努力はしたい、かように思っているわけがござい。

○和泉照雄君 では、昨年の十一月でしたか、熊本県議会から出された水俣病認定業務促進に関する要望書、この中に「国立水俣病研究センターで検診できる態勢を早急に実現する必要がある」と、このように要望されているわけがござい。この点はどのようにお考えでしょうか。

それから、建設準備検討会の報告という五十年十二月十六日になされた報告の中で述べられている流動研究員制度を導入するかどうか、これは確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本宜正君) この研究センターにおきまして検査業務をしようかという御要望があったのは存じております。私も五十三年度予算の中では、県とも打ち合わせをいたしまして、現在水俣病院の敷地の中にございます県の検査センターを、建物につきましても国から補助をいたしまして広げる、それから、内容的な検査に必要とする機械器具等の設備につきましても、補助金を出して内容の充実を図るという方向で考えているわけでございまして、この検査センターに勤務するお医者さんが検査業務に御協力をするという形はあるかと思ひますけれども、一応現状の県が有する検査センターの拡充という方向で考えておりまして、この研究センターの中で検査業務をやるということにつきましては、そのような整理で考えているわけでございまして。

○和泉照雄君 行管の方は来ていらつしやいますか。——来ていませんね。じゃ、今度の設置法に關して、提出の時期ということについて環境庁の御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

このように三月に大府研究センターの建物はでき上がるそうでございまして、こういう建物ができ上がる寸前になって、この設置法がこういうふうな内閣委員会にかけられていろいろ審議をされるということについて、たしか八十国会でも運輸省の設置法改正案に關しまして、わが党の峯山議員の方からいろいろこの問題について質疑がなされております。やはり五十年に予算を計上されたこの用地買収のときに、こういう問題は、将来こういうようなセンターをつくりまして、内容はこういうようなことでございまして、そして建物はこのよう状態のやつをつくる予定ですということ等を含めて提案をされて、そこで審議をされるということが一番いい状態ではないかと思ひます。こういうふうにもいろいろ入るべき内容とか建

物が決まると、そしていよいよ三月には竣工するという間際になってこういう設置法改正案が出されるというところは、当委員会は事後承諾の委員会にすぎないと、こういうような感じがするわけでございまして、この点について八十国会では、官房副長官は改善をするというふうな話があったんですけれども、その改善をするというところが、一年たつていまだになつてもやはり環境庁は同じような状態で出されたということについて、閣僚間のそういうような会議等ではこういう問題は議題にならなかつたんでしようか。

○政府委員(金子太郎君) 御説のとおり、このよう何年かかけて設置いたします国の付属機関の新設に当たりましては、用地買収しないしは建設工の段階で、設置法改正について国会にお願いするのが一つの筋道であるかと私も思つております。

で、この水俣病研究センターにつきましては、五十年に用地買収いたしましたときも、全体計画について行管及び大蔵省と話がつかつたという実情がございまして。実は、私も環境庁におきましては、国立公害研究所という非常に大きな研究所をつくつておりまして、その施設及び定員がまだ十分に充足されてない。それをいかにして毎年確保していくかという問題は喫緊の急務になつておりますが、その中にありまして、水俣病の重要性にかんがみまして、この水俣病研究センターを新たに独立の付属機関としてお願いする、こういうような事情もございまして、その關係で最終的な全体計画はなかなか決まらなかつたという事情が一つございまして。

もう一つは、このセンターの性格づけにつきまして、最終段階まで関係省庁と意見の調整がつかせんで、関係機構担当の関係省庁では、国立公害研究所の支所でないかというところを最後まで強く言われました。私もとしては、この研究センターを実りある施設として運用していくためには、どうしても独立の付属機関としてもらいたい、五十三年度の予算折衝におきましては大

臣にお出まじただきましてやつとそれを認めていただいた、いわば時間切れで関係省庁に認めてもらつた、こういうようないきさつがありまして、設置法の改正を提出するのがこのような時期になりましたという、このような特殊事情もございまして、その辺も御勘案の上お許しをいただきたいと思ひます。

○和泉照雄君 行管の方が見えてございまして、質問の要旨は答弁をされるのを伺ひきになつて大体おわかりと思ひますが、もう五十三年に、建物ができる寸前になつてこういうような設置法の改正案が当委員会にかかるということ、行政管理局としては、やはり土地取得のときにこういうような内容まで含めての審議をするような、そういうようなやり方の方が私は望ましいと、こういうふうな思ひを、行政管理局としてはこの点をどうにかお考えになるかと、こういう質問でございまして御答弁願ひます。

○説明員(山本貞雄君) お答え申し上げます。政府部内におきましては、あくまでも次年度の政府の事業計画に確実に組み込み得ることが明らかになつた時点におきまして、各省庁が具体的な事業計画内容を添へまして、行政管理局及び大蔵省に対して要求を提出することになつておりまして、その所与の調整を終えまして、次年度予算の編成の一環として機構及び定員についての政府全体としての最終的な意思決定が形成されることになつておるわけでございまして。

施設の整備が機構等の新設に先行しておるのではないかと御指摘でございまして、施設の整備自体につきましては、それぞれ当該年度の予算審議におきまして御審議を願つておるところでございまして。なお、機構等のあり方につきましては、施設の物理的な整備とは切り離しまして、別途法律案として御審議願うという要旨は、行政機構としての国の行政組織の基準法である国家行政組織法の規定に照らしまして、どのような組織形態とすべきか、あるいはどのような所掌事務をこれに

与えるべきか、こういった観点から御審議を願うべきものと理解しております。国会におきまして、施設整備に関する予算の問題とは別個の角度から、国の行政組織の重要事項につきまして御審議を願うことは、それなりに意義があるのではないかと、こういうふうな考へておるわけでございまして。

○和泉照雄君 また、当委員会の委員長から、口頭でございましてけれども、この問題についてはこのようなことが言われておるわけでございまして。

政府は、行政機関の新設又は移転にあたり、従来より、まず予算措置により、その施設の建設等を先行させ、施設等が完成し、業務開始の段階に至つて、関係省庁設置法の改正案を提出し、国会にその議決を求めるという措置をとつてきていたが、この措置は、国会に設置又は移転の追認を求めるに等しく、国会の審議権を著しく軽視するものであり、これらの機関を法律をもって設置するといふ現行法制度のもとでは當を得たものではない。

本問題については、当委員会において従来しばしば論議されてきたところであるが、その後改善措置がみられず、去る三月二十四日——というのは昨年の三月二十四日——の当委員会における「運輸省設置法の一部を改正する法律案」の審査においても、再び指摘が行われ、塩川内閣官房副長官より「改善案を提示するよう努力する」旨の答弁がなされた。

よつて、政府は、今後行政機関の新設又は移転のための関係省庁設置法の改正案の提出時期について検討の上、早急に意見をまとめ当委員会に提示されたい。

こういうような申し入れがなされておるにかかわらず、同じようなことが、この水俣病センターは設置には私は賛成でございましてけれども、この改正案の提示の仕方が旧態依然として改められないことについて反省を促しておきたいと思ひます。長官の御決意を、今後含めて御披露願ひたい

と思ひます。

○国務大臣(山田久就君) いろいろ御指摘、また適切な御鞭撻いただきましてまことにありがたうございます。

本設置に限らず、こういう問題に対する対応の仕方の問題でございまして、特に水俣病、非常に早くできるだけの対応をしなければならぬ現段階でございまして、その点、不十分であった点、遺憾の点があったかと存じます。今後できるだけ趣旨に沿うようなことで、ひとつわれわれとしましては尽力してまいりたいと思ひます。

○山中都子君 環境庁設置法の一部改正案の審議に当たりまして、水俣病問題は二、三の環境行政に關係する問題について質問をいたします。

初めに、水俣病の問題ですが、けさほどからの審議の中でも明らかにってきたといひましようか、さらによくわからないといひことが明らかにしたといふ面もあるんですけれども、まず初めに現在の水俣病の最大の問題は認定行政が進まない、したがって病気で苦しんでいる方たちが当然の救済を受けられないままにたくさんたまっていて、そして切実な要望となつて先般の環境庁での行動、そして、それをまた環境庁が実力で排除するといふふうな問題点が出てくる。この点については後ほど触れますけれども、初めに私は、まず環境庁が昨年の十月から百五十人検診、百二十人審査ですか、そういうことで、検診審査体制を強化して認定業務を推進するといふことと言われているわけですが、実際になかなかこれは見通しが立たないといふのが現状だといひのが、けさからの論議の中で明らかにしたわけですね。それで、率直に言つてこのぐらいの規模で幾ら努力をしても、逆に昨年の八月ごろから申請もふえてきているといふ現状もあるとするならば、全然見通しが立たないといひにくいじゃないかといふふうな思ひますけれども、もっと根本的な業務の推進を図ることを真剣に考えなければならぬ重大な段階にすでにもなつていふんですけれども、さらにいまそれが迫られて

いると思ひますが、その辺の基本的な認識と見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山本宣正君) 昨年の七月に、当時の状況におきまして今後の検診、審査といふような認定業務の促進の計画を立てたわけでございます。先生御指摘のように、その後申請者がふえてくる、あるいは処分率の割合が必ずしも当初の計画どおりでないといふ点は、率直に私認するわけでございますが、しかし、十月以降の状況を見ましても、従来よりもかなりの促進がなされているといふことでございまして。ただ、計画どおりに必ずしもいっていないといふことと、その後の申請者がふえているといふ実情はございまして。したがって、幾つかの方策によつてこれを促進したいといふことで検診センターの充実の予算措置をお願いしているわけでございます。また、医師の確保あるいは審査の促進といふことにつきましても、県と相談しながらやつてまいりたい。十月以降の状況をさらにまた拡充していかなければならぬといふ感じがいたしますが、それにつきましても、御承知のようになかなか専門医が得られない、そういうふうな点がございまして、現在鋭意関係筋との協議を進めているといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○山中都子君 そこはなかなか理解できないところですね、私はやはり行政の責任といふ観点からお尋ねをいたします。

それで、こゝでちょっと環境庁長官に所見を伺つておきたいんですが、いまのスピード、テンポでは、多少努力をしたとしても、また仮に百五十人とか百二十人とか、そちらで出されている目標を達成されたところで三年かかる、百人の処分ができれば三年だ、しかし申請者はふえるといふ傾向にあるといふことで、私が申し上げているのは、本当に抜本的にやっぱりもう早くそうしたものを促進して患者を救済するといふ手を打たなければならぬ、これはまさに行政の責任だと思ひますけれども、その点はお考えはいかがでしようか。

○国務大臣(山田久就君) いま御指摘のようなことで、われわれもそういう点については、実はいろいろと頭を悩ましていた点だと思ひます。一つは、この病気のものが、御承知のよう非常にむずかしい病気のために、いまこの検診業務をやつておきまして、しかしながらこの決定ができないでいる人数といふものが非常に多くなつてくる。これはいろいろな事情があると思ひます。一つは、むろんむずかしい病気だからといふことなんですから、しかしながら、その他いろいろな配慮もあらうかと思ひますけれども、基本的には、やはりこれを取り扱っていく医師の数の問題といふのも、どうしてもそこ一つこの制約がある。そこで、その制約があるけれども、これを単に数という以外に、やはりなかなかこの医学の方の事情といふのはわれわれのなかにか簡単に断定できないいろいろな事情もあつて、それでお互いの相互協力といふものが必ずしもうまくいってないといふやうな、実際上のいろいろなネットワークをどうやって除くかといふやうなことは、実際問題として、現地の県当局その他お医者さん自身の中で、本当の意味の積極的な意欲といふものを起こしながら、そうして、い、つまり総合的な協力といふものをもたらしといふことは、単なる図上とか口だけの問題じゃなくて、それだけの非常に頭を使わなければならぬ事情があるやうです。そういう点については、事実県当局あたりといひ、いろいろとむずかしい折衝といひますか、そういうこともやつていようございまして。それで、やってみるという今度は認定ができないでひつかかっている、そういう問題についてどうするか、それから、いまも御指摘のように待たされるという点、そのこと自身からいへば確かに行政が何をしているんだと、こういうことはよくわかると思ひます。さりとて認定そのものについては、やはり認定をしないではもう補償のたてまえから申しまして、認定をしないといふわけにはいかない。認定をしようといふ段に

な

なつてきますといふやうな問題にぶつかつてくる。そうするといふと、いわばほかの問題として、認定を待つていようという方について、改善の策としてどうするかといふことで、一年以上待つていよう方についての処置、あるいは今度予算が通つてみた場合によつてそれを六カ月といふやうなことの処置で対応していくと、それに加えて、実際の認定ができないでいる方に、それじゃどういふふうにして、さらに対応していくやうな方法があるか、これあたりの実は口だけでは割り切れない問題について、われわれも何とかして、にもかかわらず、その点が促進するといふ方法といふものを関係者の間で地元とも連絡しながら実は悩んでいる問題でございまして、私はその点については率直に申し上げまして、まあある種のこれは打開の道があると思ひて、いま一生懸命になつてやつてはおりますけれども、同時に非常に苦慮している問題である、これは率直にわれわれも認めなくちゃならない。しかしながら、解決しなきゃならないといふことで、まあいろんなあれこれと実は方策といふものを、現地、中央でやっているわけに取組みたいといふことでやつていっているわけにございまして。ちょっとなかなか了解困難なやうな点があるのは、私自身も全く非常に恐ろしいやうな点があるのは、私自身も全く非常に恐ろしいやうな点があるから、にもかかわらず、いま一生懸命になつて努力を払おうといひたいと思ひますし、それなりのきつと私は成果は出てくるといふふうな考へておりますけれども、実情はそういうやうな状況でございまして。

○山中都子君 どうもやっぱりよくわからないんですが、具体的にいろいろ詰めて伺ひたいんですが、まあ時間の制限もあることですので。

一つ医師がいなくて、足りないといふことが陸路になつていようとお話でした。それで、現地の民間のお医者さんの中にもふさふさい方はいらつしやるし、それから、当然そういう方たちの協力も得て検診センターの医師体制、診療体制の

充実ということを進めていってしかるべきだといふふうに思っておりますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(山本宜正君) ただいま大臣からお答えいたしましたように、なかなか水俣病の診断というのがむずかしいわけでございますので、専門医に乏しいわけでございます。私も、広く他の大学にもこういった疾病に対して御協力をいただける人を探して、いろいろと話をかけ合つてみて、自信を持った診断をしていただけるという方がいないわけでございます。私も、広く専門の先生方を求めたいという気持ちは持つておるわけでございます。

○山中郁子君 いま私が、それじゃ現地の民間のお医者さんの方たちの中にもふさわしい方がいらっしゃるはずだし、そういうところから広く一刻も早く医師体制を充実していくということについては、鋭意努力をなさるといふことに伺つておいてよろしくございますか。

○政府委員(山本宜正君) それらも含めまして広く専門の人は求めたいと考えております。

○山中郁子君 で、先ほどから、昨年の十月からの体制強化で前進はしているんだといふふうにおつしやつていましたので、ちょっと数字を教えてくださいだきたいんです。けさほどの片岡委員の御質問の中にもあつたんですけれども、十月からそういう体制になりましたというお話でしたので、十月、十一月、十二月、ことしの一月、二月と、まあ五カ月過ぎていきますね。このそれぞれ検診の数字ですね、具体的にどのぐらいになっておりますでしょうか。

○政府委員(山本宜正君) 検診数につきましましては、十月以降百五十人の検診を目標といたしまして、ほぼそれを達成しておりますが、問題はやはり認定審査会で審査をする数でございます。で、昨年の一月から九月までの審査、各月の審査の状況を見てまいりますと、少ない月で三十五、多い月で八十というような数字であつたわけでございます。

ます、これが十月、十一月、十二月、一月におきましては百二十人あるいは百二十名程度の審査をいたしております。二月につきましては百名で若干落ちておりますが、一応審査の数が増えております。

それから、七月に判断条件を出したわけでございますが、それ以前に比べて、六月以前におきましては二〇%前後ぐらいの、いわゆる認定なり棄却なりを合わせた処分率でございます。したが、七月にはそれが五〇%、八月が三六%、九月が四五%、十月が三二%、十一月三七%、十二月が三四%、それから一月が二四%、二月が四〇%というふうな形で、一応審査数に対して認定なり棄却なりの処分を決めた割合は最近高まつてはきております。まあ、そういう意味で、昨年の六月の関係関係会議の終わった後でいろいろ打ち出しました処置につきましての一応の何といひますが、促進の傾向は見られるわけでありまして、しかしながら、これで私も十分と思つてはいるわけでございます。で、さらにこの促進についての方途を考えてみたい、かように思つてはいるわけでございます。

○山中郁子君 被害者の会の方たちが、具体的に合計二百四十人以上を毎月審査すると、そのぐらゐのテンポでやつてほしいといふことを陳情もされておりますし、県に要望もされているんですけれども、いま部長のお答えで、いまのままで十分だとは思つていないので、さらにテンポも上げたといふふうにおつしやつておられますが、こうした要求のこの二百四十人、大体約倍加していきたいと、してほしいといふことですね、その辺のことは、もちろん当面の目標として努力をしていただけるかどうかというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(山本宜正君) 昨年の九月、十月といふところを境といたしまして、それ以前に比べまして審査件数が倍加されたわけでございます。これには、いろいろ専門の医師の御協力というところをきわめて大きくお願いしなければなりません。

ん。一つには、私も検診センターに常駐医をふやすという方向が、かなりその検診率の促進に役立つと考えているわけでございます。御承知のように昨年から常駐の検診医が一人ふえたことによりまして、ずいぶん検診体制はふえたわけでございます。まあ、こういうことを一つのめざして考えておられて、関係者の協議を経ながらぜひ常駐医をふやしていこうと、こういうぐあいに考えております。それによりまして検診体制は少なくともアップされるわけでございますが、審査件数のアップにつきましては、現在の審査会の先生方がそれぞれ本務を持ちながら、一月に日にちを限つて審査をしておられますので、これにつきましてもまた何らかの具体的な方法による審査促進の体制をつくらなければならぬ、かように考えておられて、現在具体的な内容をまだ決めておりませんけれども、その方向で関係者との間の相談を進めてまいりたい、かように思つております。

○山中郁子君 被害者の要望にこたえて何とか前進させたいといふお話だといふふうに理解をいたしますが、まあ申請がふえてきているということからは、やはり潜在的な患者さんですね、そういう方たちが水俣病の場合も大変重要な問題になつていゝるんですが、一つは被害の実態を正確につかんで、そしてその上に立つた住民の健康管理を正しく進めるといふことのために、不知火海岸沿岸全域にわたつて調査をする、まあ疫学調査とでもいふか健康調査ですね、こうしたものを実施すべきだといふことをかねてから主張しているわけですね、これは前環境庁長官が、たしか昨年の四月、現地調査に行かれたたね。いろいろ新聞の報道もありましたけれども、このときに中央で考えていた以上に問題は深刻だ、まず汚染の実態調査を急がなければならぬといふふうな言明がされていゝます。しかし、いまだにまだ地域住民の実態調査は実現されていないと思ひますが、この点を早急に実施しなければいけないと私も考えておりますが、その用意、計画、また所見、お伺いいたします。

たします。

○政府委員(山本宜正君) 環境庁といたしましては、熊本県が、従来、四十六年度以降、水俣湾周辺の地域の住民の健康調査等を一応いろいろしているわけでございます。その状況を申し上げますと、四十六年から四十九年にかけては水俣湾周辺の地域の住民の健康調査、約五万五千人を対象といたして、いたしております。それから、有明海沿岸の住民の健康調査というものを、四十八年から四十九年にかけては約二万六千人ほどを対象にいたしております。それから、四十八年から四十九年にかけては八代海沿岸の住民健康調査というふうなことをいゝままでもしてあります。しかし、これにつきましては、非常に多数の専門的な技術者を投入しなければならぬわけでございます。で、簡単ないわゆるアンケート調査とか何とかという形ではなしに、これにつきましては、たとえ質問をいたすにいたしても、相当な医学的な、専門的な知識を持った、たとえば保健婦さんとか、そういったような人を動員しなければならぬと、はたまた、それの中でスクリーニングされてきた人たちにしましては、いゝわゆる高度の医学的な検診、診断をしてまいらなければならぬわけでございます。そう簡単にはやるわけにいきません。したが、いま、私も現在、認定業務の促進という中で、専門の人たちをふやしながら、やがてはこういったような地域全体の実態把握といふことをしていかなければならぬと思つておるわけでございますが、一応現段階では、そのプランはいま少し先にしていかなければならぬのじゃないだろうか。特に専門技術者の獲得なり、多数の人的資源投入という点で現在直ちに考えないわけでございます。

○山中郁子君 長官、それは、私はちょっと余りにも、先ほどから申し上げました行政の姿勢の問題があり過ぎると思ひます。すぐには考えていない、いつになつてできるのかわからない、だけれど、いずれはやらなければならぬ。そうしている間にも、その潜在患者の方たち、あるいはは

きりしないままに命を奪われていく。患者の方たちが悲痛な叫びを上げておられるのは、死んでから、解剖をされてから、それで初めて認定されるというふうなことで何なのだと、私は本当に切実な叫びだと思えます。一刻も早く政府の責任で、行政の責任で実態調査を、石原前環境庁長官も直ちにそれはしなければならぬということを言明されているわけですから、いまの部長の御答弁じやいつになつてできるんだかわからないですよ。やることは必要だということは認めていらっしゃるようだけれども、実質的にはやる気がないという事です。長官、ぜひともその点につきましては、いま細かいことを長官から伺わなくても結構ですけれども、患者のそういう悲痛な叫びに對して行政が責任を持ってこたえろと、そういう立場でのお約束をしていただかなければならぬと考へておりますが、御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(山田久就君) いまの患者に對する考へ方、われわれもいま御説のような点ではいろいろなことをつつ検討したいと思つています。ただ認定申請の方のおくれについては、私もいまのような御趣旨からこれを促進することに一生懸命にやらなくちゃいかぬと思つておりますが、前半の健康の問題は、前の長官が言われたということなので、私もその点については事務当局の方にその可能性というものをいろいろたいていまして、いまちょうど部長の方からお話がございますけれども、これはむしろそのこと自身がもうやればいろんな意味でいいことには違ひないけれども、しかし大変な医師の数を要してくる。したがって、やはりいまの申請者というものの對する処理の方をやつぱり重点に置いていくということ、いろいろなことでは必要があるんだというふうなことで、そういうような説明で、なかなかこれは実際の可能性の問題でございますので、私も考へさせられたわけでございますけれども、そういう面についても、いまお話しでございまして、その調査という点についてもひとつ検討させていただきます。

たいと思ひます。

○山中都子君 これは今度の国立研究センターも、そうした仕事の上で役割りを果たすという機能を当然持たなければいけないし、持てる内容だというふうな思つておられます。ぜひとも早急にそうした仕事を、どちらが大事ということじゃなく、本当に全面的にやはりそれを実施していかなければならぬという重要な問題として受けとめて進めたいと思ひます。

それ、その関連ですけれども、具体的に對岸の御所補の汚染地域指定の要求が大変強く出てくるというところは御存じだと思ひますけれども、御所補だけに限らないと思ひますけれども、いま非常にそうした申請患者が出てきてるところです。このところだけでも早急にそうした点での改善を促進していただきたいと思ひますが、この御所補の汚染地域指定の問題についてはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(山本宜正君) 地域指定の拡大の問題でございますけれども、水俣病の場合には、水俣病という特異な疾患を對象としていたわけでございます。その疾病が指定地域にかかる水質汚濁の影響によつて生じたということを明確にするわけでありまして、いわゆる大気汚染による一種地域の指定とは性格を異にするところでございまして、したがって、現行の制度におきましては、水俣病に係る認定申請者の指定地域に現に居住していても、当該申請者の症状あるいは有機水銀に汚染された魚介の摂取状況、こういったことを個別に審査いたしまして、いわゆる水俣の現在指定地域の汚染によつて起こっているというところが、個々に審査の内容としてわかりますならば認定される仕組みになっておりますので、特に現行法の中で地域拡大を指定しなければならぬという必要はないわけだと考えられます。

○山中都子君 それでは、汚染地域指定はなぜするんですか。

○政府委員(信澤清君) 若干法律的な問題でございまして、私から御説明させていただきます。

先生お話しになりました第一種の疾病と申しますのは、私も非特異性疾患と、こう呼んでおりますように、公害あるいは環境汚染がなくても現に起きている疾病でございます。たとえばぜんそく等はその適例かと思ひます。したがって、第一種疾病については、同じぜんそくでありましても、地域を指定いたしました、そういう汚染が非常に著しい、また患者が多発していると、こういう地域を指定して、そこに一定の居住歴を持つというふうな方々を對象にして患者の認定をすると、こういうことをいたしておるわけでございまして、ところが、第二種は、これは特異性の疾患でございまして、そういう疾病、たとえば水俣病でございまして、申し上げますれば、水俣病という疾病がチツッが流した有機水銀によつて生じていると、この因果關係の広がりや特定をすれば疾病というものが特定できるわけでございまして、つまり二種の方は、認定を受ける、あるいは救済をするという地域でございまして、こゝういふ地域で起きた疾病、これを水俣病と呼ぶのだと、こゝういふ意味での地域指定でございまして、こゝういふ意味での地域外であつても水俣病という病像に合致する、あるいはそこに住んでおられて同様に汚染された魚を多食されているという事實關係があるというこゝでございまして、それぞれ認定をしていくと、こゝういふたてまえをとつておるわけでございまして、したがって、先生のお話のようにすればベターであるというこゝは、これはあるかと思ひますけれども、地域指定の意味が一種と二種とは全く違つておりますので、そこで、先ほど部長から申し上げたように、あえて御所補あたりを地域指定する必要はないんですという御答弁になつたわけでございます。

○山中都子君 いや、私はそれは違ひ、違ひというが、地域指定というのは、結局水俣、不知火海の沿岸ですね、沿岸がそれで汚染をされて全体的に水俣病が出てきて、そして御所補でも最近集団申請が相次いで起つてきているという問題があるわけでしょう。それで地域指定してほしいと。

それでいま局長ですか、言われた、よりベターであるというお考えもあるならば、地域指定の拡大について一切考へないんだという姿勢、そういうことが出てくる根拠が何なのかというこゝは、私は法律上の問題じゃ理屈にならない問題だと思ひますよ。ベターならば、そして、そこに実際に患者が出てきて要求があつてそういう方向を——いまこゝで地域指定廃止しますと言ふと私は言つておるわけじゃありませんけれども、その拡大の要求その他について積極的に検討すべきだということになるんじゃないですか。

○政府委員(信澤清君) 私は、法律的に申せば現行のたてまえで少しもおかしきはないと、これだけいけるというふうな考へております。ただ、お話しのようにいろいろな事情を考へた場合に、水銀汚染が一般的には認められるという地域が他にあれば、地域指定をすることはそれなりに意味があるという意味でベターだということを申し上げたわけでございます。したがって、先生のおっしゃることを一概に否定するつもりはございませんで、いまの法律の体系からいって間違つていないとは申しませんが、検討をさせていただきますというふうな考へます。

○山中都子君 それから、先ほど大臣がちょっと触れられましたけれども、居住五年、そして申請後一年の方たちには、認定がおくれしているから医療費の支給で救済するという点について触れられましたけれども、五年居住してなくちゃだめで、それで申請してから一年たつて初めてそうした救済措置がというふうなことで私はやはり大変遅いと思ひます。やつぱりあくまでも行政の責任で、いま現在とにかくそんなにくさん待たされていくわけですから、もう申請後一年などと言わずに直ちにその救済措置をとるべきだというふうな考へますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(山本宜正君) 五十三年度予算におきましては……

○山中都子君 六カ月というお話でしたね。

○政府委員(山本宜正君) 六カ月に短縮するよう

な形で、一定の症状条件をつけておられますけれども、症状の条件の整う者につきましては六カ月に短縮するというような予算を現在組まされていただいているわけでございます。

○山中都子君 新潟の場合は、申請と同時にそれが措置がとれるということになっていると存じておりますけれども、六カ月、しかも症状というふうな一つの制約があるということではなしに、申請と同時にそうした救済措置をとるというふうにはやはり大きく前進をさせるべきだと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(山本宣正君) 新潟県におきましては、新潟県単独の予算で申請者についての医療費の自己負担分を見ているわけでございますが、私どもの方の制度といたしましては、それを五十三年度から症状に応じて六カ月に短縮するという形をとっているわけでございます。前進をした方向をとっているわけでございます。

○山中都子君 国の援助、私も自治体も大変だと思っております。ですから、そういう点でいって、国に対する要望も自治体から来ていると思っております。国の方で一刻も早くそういう方向へ前進できるように御努力をいただきたい。これはぜひとも、長官でも局長でも結構ですがお約束をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(信澤清君) 申請即治療費を支給するあるいは救済するということは、いまの申請があくまで御本人の申請でございますから、したがって、申請したら直ちに医療についての特別な措置を払うということについてはなおよく検討しなきゃならぬ問題があるかと思っております。ただ、実際問題として困っておられる方についての救済でありますから、お話しのような方向でなおよく検討してみたいと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、今回の予算で若干の改善について御審議をいただいているわけでございますから、その結果を見ながら十分検討させていただくというふうにさせていただきます。

が条件になっていきますね。これはやはり、かなりシビアな条件になりますので、この救済との関連でもう少し、私いまだ何年に縮めろというふうには具体的に申し上げませんけれども、患者さんや住民の要望にこたえた形で短縮をしていくという方向もあわせて取り組んでいただきたい、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(信澤清君) 五年間の居住歴と申ししますのは、水俣病の原因があの近辺でとれる魚を多食したと、こういうことになっているわけでございますから、そこで、そのほほそういう原因に当たるであろうという一つの条件として五年という居住歴を医療費支給の要件にしているというのが実情でございます。したがって、いまお話しのように、それが三年でいいの、四年でいいの、ということについては、これは医学的な問題でもありますが、なおよく専門家の御意見も伺いながら検討させていただきたいと思っております。

なお、この際、先ほどの御答弁に関連して申し上げさせていただきたいと思っておりますが、御所浦について地域指定のお話ございましたが、現実には御所浦から申請されている患者さんについては、居住歴五年という要件はもちろんかぶるわけでございますが、現在医療費の支給をいたしております。事実上同じように扱っているという意味であってつけ加えさせていただきたいと思っております。

○山中都子君 逆に、だから五年、魚食べたなければ水俣病にならないということがはっきりしているわけでも何でもないわけでしょう。私は、だからいままこで医学的な論争するつもりもありませんし、で基本的な問題はいまでもそうだったんだと思うのです。私は環境庁の皆さんとこうした問題についていろいろ議論するのは初めてでございます。端的に言いますと、率直に言いますと、なるべく認めるようにする。これはもう環境庁の問題だけじゃないですわ。職業病の問題でもそうです。国会でいろいろ議論していただきますけれども、口では本当にその患者の方たち国民の方たちを救済しなくちゃいけないし償わなくちゃいけないんだということを言いつつながら、実際の審査とか認定だとか、そういうことになると、一から十までのちょっとと不明なところがあると思っております。そうして、こっちがノーだとしてこっちがイエスになるとするとね、もうノーのぎりぎりのところを一生懸命考えるわけですよ、おたくの方は。だから、魚食べてね、五年でも三年でも、両方ともこの期間に、この三年から五年の間に医学的に言えば可能性があるんだと、そのぐらい食べていれば、と仮にしますでしよう。そうすると五年をとるわけだわ。そういう姿勢というのが私は問題だ。もともとが、やっぱり本当に何にも責任もない、にもかかわらずそういう大変悲惨な状態に追い詰められて、そして被害を受けている住民の人たちを、本当に積極的に救済するという姿勢に断固として立たなければ、そういう問題解決しないんじゃないかと、これはもう私はほかの問題でも痛感しているんです。この問題でもそうです。認定の問題でもいろいろそうしたことでこの隘路が出てきていると私は思います。ですから、そういう点では本当に患者の立場に立って、被害者の立場に立って、申請者の立場に立って、その方たちをどうやって救済できるのか。どういうふうにすればそれを水俣病と認めないで済むかみたいな、そんなふうなことでなくて、ちゃんとしっかりとやっていただかなければ困ると、これがきょうの短い環境庁の御答弁を伺っても私は痛感をいたしました。その点は長官どうですか、本当に被害者の立場に立ってやっていただく。

○政府委員(山本宣正君) この研究センターというのは、あくまでも国の手で直接研究をするという考え方でございます。御承知のように、現在患者さんの中からも、治療してほしいという意見あるいは検査してほしいという県からの御要望がございます。しかしながら、御承知のように現在検査につきましてはその機能強化を図る、県の検査センターの強化を図ることも助成したいと思っております。また現実には、現在治療につきましては地元のリハビリセンターあるいは明水園、それから市立病院というようなところで現に行っているわけでございます。このセンターを新しくそこにつくるといふのは、それらの実情にさらにプラスして、何らかの形で水俣病研究の促進ということを念頭に置いているわけでございます。従来からございまして施設と同じことをやっていたのでは進歩はないのではないだろうか。したがって、それらの地域におきます医療機関との連携による治療研究をしていこう、こういう思想を新しく組み込んだわけでございます。また検査につきましては、この研究センターに医師として勤められる方もおられるわけでございますので、そういう人たちが水俣病の知見を持っておられる

○山中都子君 水俣研究センターの運営の問題な

医師として検診センターの業務に協力をしていく、こういう形は考えているわけでございます。
○山中郁子君 それは、そうした方向を充実していく研究センターの業務の体制や、業務の充実と切り離しては考えられないことだと思ひますので、その点は強く要望しておきたいと思ひます。
それからもう一点、繰り上げ申請の問題についてです。いまの対象の枠を外してほしいと、保留者やなかの中でも、高齢の方あるいは重症の方たちの繰り上げ申請を認めてほしいというか、対象にしてほしいという要求が、やはりかなり強くあると存じますが、この点については積極的に答えたいだけあるかどうか。
○政府委員(山本宣正君) 先生のお尋ねは、繰り上げ申請ということよりも繰り上げ検診ではないかと思ひます。現在申請者の中で、特に症状が重篤な方、あるいは特に高齢な方につきましては、検診を早めて、何といひますか、たくさんおられますので順番待ちをしておるわけでございますが、その順番を繰り上げて先に検診をして差し上げるといふことの措置はしておるわけでございます。

○山中郁子君 じゃそれは、別に対象者が新しく申請された方だからということでは制限は設けてないということでは理解してよろしいですか。
○政府委員(山本宣正君) 最近の申請者の方々は比較的軽微な方が多いようでございますが、しかしながら、やはり重い方につきましては、当然従来どおり繰り上げて検診をして差し上げる、こういった方法はとっているわけでございます。
〔理事林道君退席、委員長着席〕

○山中郁子君 この問題の最後になるのですけれども、いま水俣湾のヘドロ工事ですね、処理の工事が行われようとしていて、その計画がされていまして、これがいよいよ問題になっております。それで、ぜひとも、いきなり工事をしてさらにまた湾内に新たな二次公害を生むということのないように安全性を確かめる試験工事です、そういう方法をとってほしいと、そして住民の不安をな

くした上でやってもらいたいという、もっともでもあるし切実な要求が出ておりますけれども、この問題についての環境庁のお考えを伺わしていただきたいと思います。
○政府委員(二瓶博君) お答え申し上げます。
水俣湾の堆積汚泥の除去事業でございますが、これにつきましては運輸省の認可もおりまして、熊本県知事の免許もおりておるわけでございます。したがって、現在仕切り網の設置もいたしておりますが、仮締め切り堤をつくるという段階になりまして訴訟等も出ておりまして、現在工事はしてございません。

そこで問題は、この堆積汚泥の除去事業につきましては、二次公害を絶対に起こさない。二次公害、二次汚染でございますね、これを起こさないという考えのもとに、事業主体であります熊本県、これが監視委員会等も設置をいたしまして、慎重に工事は進めるといふ考えでいろんな計画をいたしております。したがって、今後、まだ工事はやっておりませんが、工事を進めるに当たりまして事業主体である熊本県が委託をいたしております運輸省の第四港湾建設局、こちらの方とも十分連絡をとりながら、念には念を入れたそういう工事を進める。ただいま先生からお話もございましたような試験工事といひますか、そういう面等におきまして、十分その面も配慮しながら工事を進める、このように事業主体の県の方からはわれわれ伺ておるわけでございます。

○山中郁子君 関連してですけれども、いまお話のあった監視委員会ですね、この監視委員会の中に、漁民の代表者や患者の代表者や、そういう人たちもやっぱりちゃんと入れてほしいという要求も強く出ております。私はこれはもっともなことだし、それでもちろん専門家の方たちが不可欠であることは確かです。その点についてのお考えはいかがですか。
○政府委員(二瓶博君) 監視委員会は、これは熊本県が県条例に基づきまして設置をいたしております委員会でございます。したがって、これ

の委員の任命につきましても県の方で任命をされるということでございますが、この面につきましましては、関係の行政機関の職員の方とか、あるいは学識経験者の方とか、それから住民代表という観点もございまして、議会の委員の方等々を選ばれまして監視委員会はスタートをすでに切つておるわけでございます。したがって、この人選につきましましては、県がそういう諸般の事情、先生おっしゃいますような観点も十分配慮に入れて適正に人選が行われたと、かように考えておるわけでございます。

○山中郁子君 いや、必ずしも適正でない部分があるからそういう要求が出ていられるという面があります。お考えとしては、私がいま申し上げました住民の要求は妥当なことであるし、当然のことであるといふふうにお考えになっておられるならばそれで結構です。よろしいです。そういう当然その住民の代表、漁民や患者の方たちの代表も含めた監視委員会によって、本間に二次公害を生み出さないような慎重な実験工事なども含む工事として進めなければいけないと、私どもはこういうふうにお考えをしておりますけれども、その点は御異存がなければよろしいのですけれども、いかがですか。
○政府委員(二瓶博君) ただいま御答弁申し上げましたように、この監視委員会は県の方で設置をいたしております。したがって、県の方で委員の方を任命するということでございますが、その際に、ただいま先生からお話がありましたように、県の方ではその辺のことも十分念頭に置いて慎重に人選をやられて、現在監視委員会はスタートを切つております。そういうことでございまして、その面は十分配慮された上で県の方で責任において人選をされた、かように理解をいたしておるわけでございます。

○山中郁子君 水俣病関係の問題はそのほかにもありますけれども、時間の制約がありますので、最後にこれは長官に要望しておくわけですが、先

ほどちょっと触れました例の行政の怠慢の結果の患者さんたちのさまざまな要求や行動に対して、実力で排除するといふふうなことは全く本末転倒もはなはだしきと思ひます。そういう事態を生み出したのはまさに政府の責任で、環境庁の責任なわけですよ。そのところは本心に肝に銘じて受けとめていただかなければならないと、このことについては重ねて答弁はいたしませんけれども、強く申し上げておきたいと思ひます。

次に、中公審の公害部会の二酸化窒素の専門委員会の答申の問題に関して一、二お尋ねをしたいと思ひます。この点はどこにあったのかというのをちょっとお伺いしたい。

○政府委員(橋本道夫君) 諮問した立場はどこにあるかという御質問でございますが、現在告示されております環境基準は、四十七年六月までのこの専門委員会が取りまとめた知見に基づいて四十八年五月に決めたものでございます。四十七年六月までの時点というものは、まだ非常に実は資料が不足しておつた、特に実験の方はわりにごさいました。疫学データの至つてはきわめて不足しておつた段階でございまして、よく、あれだけ乏しい中で決断をしてあれだけのものが決められたということ、これは国民の健康を守るために思い切つてやられた決断だといふぐあいに解しておるわけでありまして、ただ、不確かさが高いといふことにおきましては、これはやっぱり自然科学的な立場からはもつともな論争点でございまして、それ以降、約五年有余たちまして、その間に新しい研究、新しい知見がいろいろできてきて、より新しく、より豊かに、より確かなって来たといふことは事実でございまして、

そこで、公害対策基本法の第九条三項というこの条文の中に、適切な科学的な点検を加えて必要なら改定をすること、こういう法律条文がございまして、ですから、不確かでも大きな安全率をもつて決めてしまつた、これはそれでいいわけでございますが、あと科学的な点検といふことはやはり必須の

問題でございまして、五年たちましたちょうど去年の三月に中公審に対して諮問したわけですね。その諮問はあくまでも科学的な内容に限った諮問でございまして、四十七年のときの専門委員会に対しては、環境基準についてのストレートな諮問でございまして、今回の昨年三月の諮問は、NO_xにかかわる判定条件等についてということとでございまして、環境基準を専門委員会に聞いたという形は一切とっておりません。これはやはり科学的な知見を点検してみることが基本だということとでございまして、そういう点に違いがあるというところでございまして、

○山中柳子君　そうしますと、これは国会の答弁では、昨年の五月の衆議院の公害特別委員会ですけれども、長官も環境基準を云々するということは基本的に絶対ないと、それから橋本局長も環境基準を動かす気はないというふうにおっしゃっていますし、いまの御答弁もありました。当然、今回の答弁は環境基準には連動しないということとで理解をしてよろしいわけですね。

○政府委員(橋本道夫君) 昨年の五月の時点はあくまでも告示が現存するわけでございまして、私は局長でございしますが、告示に基づいてきっちり施行するということが私の責任でございします。そういうことで、その当の責任者がふらふらしたようなことでは、これは行政はできないということとでございまして、まず科学的な点検を加えるということをしたわけでございます。そういうことで、科学的な知見が出ればそれに基づいて九条三項の後段の必要な改定を加えなければならぬという点について、必要な改定とは何かという点で、変えるか、いまのままか、変えるとしたらどうなるか、ということとは新たな時点に来たというぐあいに考えているわけでございます。

○山中柳子君　そこに問題が出てきます。時間がなくなってしまうので、また私はこれは次の機会に究明をしたいというふうに思いますけれども、問題は答申そのものについて私はいまとか言うつもりはありません。答申でも幅がある

わけです。要するに政府の環境行政を後退させない、そことの確固とした環境庁の姿勢、この点が確立していなければ、先ほどの水俣病との関係もあります。そこについてだけのお約束をいただいた上で、いまの局長の御答弁を含める問題については、また引き続き追及もしていく機会を得たいと思っておりますが、その点はいかがでございますでしょうか。長官からお答えをいただければ結構です。

○国務大臣(山田久就君) われわれは、国民の健康、これはもう基本的な問題であると考えております。したがって、健康を守るといふこの基本的立場に立って、そうして科学的に答申されたデータ、これをよく見て、それで検討してまいりたいと思っております。

○山中都子君　最後に、中小企業庁においていた
だいていますでしょうか。――円高救済法が成立
して百八業種十七地域が指定をされました。それ
で、この中で私は実際に山梨県の甲府にある宝飾
研磨の業者の方たちから調査もし、また大変強い
陳情もいただいできていらっしゃるんですけども、こ
こでは有害薬品を使用するのでその処理ですね、そ
の設備に多額のお金がかかる、一千万円近くかか
るといふふうに陳情されておりました。それで、
こうした点で不況円高救済法で指定しなければな
らない業種になっているわけでしょう。だから、
そうした公害処理の問題ですね、設備、その上で
も一定の助成なり援助なりということがされなけ
れば、実際に公害関係での、この業者の方たちが
設備もつけれないということに追い詰められて
いるという事態ですので、ぜひともこの点につい
て前向きの助成の道を打開していくということを
考えていただきたいと思っておりますけれども、
その点はいかがでございましょうか。

○説明員(鬼塚博視君) 先生御承知のように、中小企業の公害防止対策につきましては、すでに金融上、税制上、それから診断指導上も含めましてかなりの措置を講じておるところでございます。たとえば、中小企業だけに限った金融では、中小

企業金融公庫あるいは国民金融公庫から各種の運転資金、設備資金の特利融資をやっておりますし、それから中小企業振興事業団からも共同公害防止資金等について融資をいたしております。また、都道府県を窓口としたしまして設備近代化資金につきましても、公害については特段の長期の貸し

出しをいたしております。また、いま御指摘のように、今回の円高緊急対策の一環といたしまして、公害防止に要する資金を含めまして、中小企業関係金融機関の新規の貸出金利の低減あるいは既往の貸出金利の引き下げ、それから返済猶予等の措

置を講じております。ただ、先生おっしゃいましたように、特段の措置でございますが、補助金的なものを交付するというふうなところまでまいりますと、御承知のように汚染者負担の原則、P・Pの原則というのがございますので、かなり困難

な点があるのではないかと思われますけれども、中小企業の公害防止策につきましては大変に重大な問題でございますから、今後ともなお勉強させていきたい、かように存じております。

○山中郁子君　最後に、いまの件ですけれども、

長官、実態を中小企業の方から直接お話を聞く機会がおありかどうかわかりませんが、お聞きになってみると本当にもっともです。その日のやりくりに追われて、もう本当に大変な状況で、必死になって営業されているところに、一千万円から

の設備をつければいけないということがどんなに大きな負担であるか。しかし、それはやはり国民の環境をよくするという観点から進めなければいけない問題で、私どももそういうことで主張もし、訴えもし、国の施策も進めていかなければ

ならないと思っております。ですから、そういうことを進めていく上では、やはり中小業者の方たちのそうした環境をよくする行政に積極的な協力もするし、自分たちも努力をするということを、その意思はあるけれども、とにかくそういういま

不況の現状のもとでこういう状況だということに
対しては、国が、いま中小企業庁が言われました
けれども、ぜひとも環境庁としても、いま具体的

にどうこうということまでお答えいだだかなくてもいいんですが、そういう点も大きく配慮をして進めていただくとすることは、ぜひおやりになっていただきたいと思っておりますが、最後に、環境庁の長官にそのことについての御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(山田久就君) 関係方面ともよく連絡をとりまして、中小企業のいろんな立場、しかしながら必要性、そこをうまく調整していくような雰囲気、これからまたひとつ検討していきたいと思っています。

○山中都子君　終わります。
○委員長(塚田十一郎君)　本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時一分散会

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第二二三三号)(第二二一九号)(第二二四

九号(第二一八六号)(第二二七七号)(第二三〇七号)(第二三八一号)(第二五四二号)

第二一三三号 昭和五十三年二月十七日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 新潟市関屋一、四二二ノ一 内
田ツヤ子外六十六名
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二一三九号 昭和五十三年二月十七日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 高知市南宝永町一三ノ八 楠永京
子外六十五名
紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二二四九号 昭和五十三年二月十七日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 名古屋市中区天白町八事山田二

四 嶋栄七外十一名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二一八六号 昭和五十三年二月十八日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都足立区花畑町一、四四六

名和淑江外十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二二七七号 昭和五十三年二月二十一日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 川崎市川崎区榎町三ノ一五〇八

近藤明彦外三十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二三〇七号 昭和五十三年二月二十一日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都千代田区鍛冶町二ノ二ノ一

後藤加奈恵外八名

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二三八一号 昭和五十三年二月二十二日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 兵庫県相生市川原町一ノ七 安

政正男外二十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二五四二号 昭和五十三年二月二十三日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木一ノ六〇ノ五

渡辺良子外十七名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、許可、認可等の整理に関する法律案

許可、認可等の整理に関する法律案

(古物営業法の一部改正)

第一条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)

の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「及び露店」を削り、同条

第一項中「行商をしようとし、又は露店を出そ

う」を「行商(露店を出すことを含む。以下同

じ)をしよう」に改め、同条第二項中「させ

又は露店を出させる」を「させる」に改める。

第十条第二項中「又は露店」を削る。

第十一条第一項第一号中「又は露店」を削り、

同項第二号中「露店」を削り、「せり売」を「競

り売り」に改め、同項第三号中「又は露店」を

削る。

第十二条中「露店を出し」を削り、「せり売」

を「競り売り」に、「し、又は露店を出す」を「す

る」に改める。

第二十四条第三項中「第八条第一項、第二項」

を「第八条第一項若しくは第二項」に、「基く」

を「基づく」に、「露店、若しくはせり売」を

「若しくは競り売り」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第二条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十

号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第三十三条の二 内閣総理大臣は、政令で定め

るところにより、この法律の規定に基づくそ

の権限の一部を国土庁長官に委任することが

できる。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域

の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十

八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受

けた者が前項の規定により承認を受けた計画

を変更しようとする場合において、変更に係

る事項が総理府令で定める軽微なものである

ときは、同項の規定による承認を要しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第四条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域

の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法

律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受

けた者が前項の規定により承認を受けた計画

を変更しようとする場合において、変更に係

る事項が総理府令で定める軽微なものである

ときは、同項の規定による承認を要しない。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十

九年法律第八十九号)の一部を次のように改

正する。

第十条の六中「基く内閣総理大臣」を「基づ

く内閣総理大臣(前項の規定により権限の委任

を受けた国土庁長官を含む。)」に改め、同条を

同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、政令で定めるところによ

り、この法律の規定に基づくその権限の一部

を国土庁長官に委任することができる。

(東北開発株式会社法の一部改正)

第六条 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第

十五号)の一部を次のように改正する。

第六章中第二十六条の次に次の一条を加え

る。

第二十六条ノ二 内閣総理大臣ハ政令ノ定ムル

所に依リ本法ノ規定ニ依ル其ノ権限ノ一部ヲ

国土庁長官ニ委任スルコトヲ得

(人権擁護委員会法の一部改正)

第七条 人権擁護委員会法(昭和二十四年法律第百

三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「都道府県知事並びに当該」

を「当該市町村を包括する」に、「但書」を「た

だし書」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同

条第五項中「都道府県知事並びに当該」を「当

該市町村を包括する」に、「聞いて」を「聴いて」

に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第八条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十

一号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十三条第二項を削る。

第七十三条第一号中「第十六条」を削り、同

条第七号中「以下この号において同じ。」第一項

の規定に違反し、又は第二十三条第二項の規定

による公社の指示」を「の規定」に改める。

(塩専売法の一部改正)

第九条 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)

の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「期日、場所及び運搬通路」

を「期日及び場所」に改める。

第五十条第五号中「運搬通路又は」を削る。

(砂糖消費税法の一部改正)

第十条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八

号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「から十日以内(政令で定

めるところにより当該場所の所在地の所轄税務

署長の承認を受けたときは、当該移入をした日

の属する月の翌月十日まで)」を「の属する月の

翌月末日まで」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第十一条 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(トランプ類税法の一部改正)

第十二条 トランプ類税法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 修理のためトランプ類の製造場に移入されたトランプ類については、この法律(前条、第三十三条及び同条の規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

第十五条第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

第三十二条の見出し中「又は販売」を削り、同条第一項中「又はトランプ類の販売業をしようとする者」、「又は営業場」、「(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所)及び「又は販売業者」を削り、「製造又は販売」を「製造」に改め、同条第二項中「又は販売業者」を削り、同条第三項中「又は販売業者」を削り、「製造業又は販売業」を「製造業」に改め、「又は営業場」及び「(販売業者が営業場を設けない場合には、その住所)を削り、同条第四項中「又は販売業」を削る。

(物品税法の一部改正)

第十三条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第三号中「で、そのもどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたも

の」を削る。

(石油ガス税法の一部改正)

第十四条 石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第五項中「五十万円」を「五十万円」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(栄養改善法の一部改正)

第十七条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長。第九条第三項を除き、以下同じ。)」を加える。

第三条第二項中「(以下被調査者という。)」を削り、同条第三項を削る。

第四条第一項中「都道府県」の下に「及び保健所を設置する市」を加え、「置く」を「置くこと」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「提示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第一項中「又は保健所を設置する市の市長」を削る。

第十二条第二項及び第十六条第一項中「(保健所を設置する市にあつては市長)」を削る。

(理容師法の一部改正)

第十八条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三

十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第十九条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき、行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(美容師法の一部改正)

第二十条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第三項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第四項中「つては主務大臣の同意を得て、その他の病院については」を「つてはその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院について」に改め、同条第七項中「厚生大臣は」を「厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が」に改め、同条第八項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

(蚕糸業法の一部改正)

第二十二條 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ノ検査」を「ノ行フ検査又ハ命令ヲ以テ定ムル検査」に、「之ヲ輸出スルコト」を「其ノ売買取引ヲ為スコト」に改め、同条第三項中「第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査」を「前項ノ検査」に改め、同条第二項を削る。

第四十五条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第二十三条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「通商産業大臣」を「通商産業大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第二十四条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第十項及び第十二項中「であつて、運輸大臣の指定するもの」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第二十五条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十三条の二中「第十九条の三第五項から第七項」を「第十九条の三第四項から第六項」に改める。

第四十九条第一号中「第十九条の三第四項、第六項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第七項(第二十三条の二において準用する場合を含む。))若しくは第八項」を「第十九条の三第五項若しくは第六項(第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十九条の三第七項」に改める。

(離島航路整備法の一部改正)

第二十六条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第七條第二項を次のように改める。

2 補助航路事業者は、前項ただし書の事項について運輸計画を変更したときは、遅滞なく運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第七條に次の一項を加える。

3 第一項の規定により運輸計画の変更の認可を受け、又は前項の規定により運輸計画の変更の届出をした者は、当該運輸計画の変更につき、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の届出をすることを要しない。

第十一條第二号中「第七條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(電波法の一部改正)
第二十七條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百條第五項中「第十六條(運用開始及び休止の届出)」を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第二十八條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加える。
(労災保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する労働大臣の権限の委任)
第八條の二 第五條第一項及び前條第一項に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第二十九條 労働者災害補償保険法(昭和二十二

年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第四十九條の二の次に次の一條を加える。

第四十九條の三 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

(貸家組合法の廃止)
第三十條 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七号)は、廃止する。

(建築士法の一部改正)
第三十一條 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項を削り、同條の次に次の一條を加える。
(住所等の届出)
第五條の二 一級建築士又は二級建築士は、免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の建設省令で定める事項を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を經由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 一級建築士又は二級建築士は、前項の建設省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を經由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事)に届け出なければならない。

3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士は、同項の期間内に第一項の建設省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十一條中「の外」を「のほか」に、「住所」を「住所等」に改める。
附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 第一条の規定による改正前の古物営業法(以下「旧古物営業法」という。)第八條第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可は、それぞれ第一条の規定による改正後の古物営業法(以下「新古物営業法」という。)第八條第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

3 旧古物営業法第十條第一項の規定により交付された行商又は露店の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、新古物営業法第十條第一項の規定により交付された行商の許可に係る許可証とみなす。

4 第一条の規定の施行の際現に旧古物営業法第八條第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている者に係る当該行商又は露店の許可のうち有効期間の残存期間の短い許可証に係る許可については、前二項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の日にその効力を失うものとし、当該許可に係る許可証は、第一条の規定の施行後速やかに当該都道府県公安委員会に返納しなければならない。

5 第一条の規定の施行の際現に旧古物営業法第二十四條第三項の規定により行商又は露店の停止処分を受けている者については、前三項の規定にかかわらず、当該停止期間の満了する日までの間は、なお従前の例による。

6 附則第四項の規定は、前項に規定する者が当該停止期間の満了する日の翌日に旧古物営業法第八條第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている場合に準用する。この場合において、附則第四項中「第一条の規定の施行の際」とあるのは

「当該停止期間の満了する日の翌日」と、「第一条の規定の施行後」とあるのは「当該停止期間の満了する日の翌日以後」と読み替へるものとする。

7 第一条の規定の施行の際現に都道府県公安委員会に対しされている旧古物営業法第八條第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可に係る申請は、それぞれ新古物営業法第八條第一項又は第二項の規定による行商の許可に係る申請とみなす。

8 この法律の施行前に第二十一條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の九第四項の規定により指定された病院は、第二十一條の規定による改正後の児童福祉法第二十一條の九第四項の規定により指定された病院とみなす。

9 この法律の施行前に第二十二條の規定による改正前の蚕糸業法(以下「旧蚕糸業法」という。)第十六條第二項の命令をもつて定める検査を受けた生糸の売買取引については、なお従前の例による。

10 この法律の施行の際現にされている旧蚕糸業法第十六條第二項の命令をもつて定める検査の請求は、第二十二條の規定による改正後の蚕糸業法第十六條第一項の命令をもつて定める検査(国の生糸検査所の検査に係る請求にあつては、同項の国の生糸検査所の行う検査)の請求とみなす。

11 この法律の施行前に第二十三條の規定による改正前の中小企業振興事業団法第十七條第五項の規定により通商産業大臣が任命した中小企業振興事業団の評議員は、第二十三條の規定による改正後の中小企業振興事業団法第十七條第五項の規定により通商産業大臣の認可を受けて理事長が任命したものとなす。

12 この法律の施行の際現に存する貸家組合、貸家組合連合会、貸家組合及び貸家組合連合会(以下「貸家組合等」という。)に関しては、旧貸家組合法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

13 この法律の施行前に第三十一条の規定による改正前の建築士法第五第四項の規定によりされた最近の届出は、第三十一条の規定による改正後の建築士法（以下「新建築士法」という。）第五條の二第一項の規定による届出とみなされた届出をした一級建築士又は二級建築士は、当該届出に係る事項で同項の建設省令で定める事項に相当するものにこの法律の施行の日の前日までの間に変更があつたときは、この法律の施行の日から三十日以内に、一級建築士にあつては同条第二項の規定の例により建設大臣に、二級建築士にあつては同項及び同条第三項の規定の例により都道府県知事に届け出なければならぬ。

14 前項の規定により新建築士法第五條の二第一項の規定による届出とみなされた届出をした一級建築士又は二級建築士は、当該届出に係る事項で同項の建設省令で定める事項に相当するものにこの法律の施行の日の前日までの間に変更があつたときは、この法律の施行の日から三十日以内に、一級建築士にあつては同条第二項の規定の例により建設大臣に、二級建築士にあつては同項及び同条第三項の規定の例により都道府県知事に届け出なければならぬ。

15 昭和五十三年一月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に免許証の交付を受けた一級建築士又は二級建築士（昭和五十二年十二月三十一日までには免許を受けた一級建築士又は二級建築士を除く。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、新建築士法第五條の二第一項の規定の例により、それぞれ建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

16 この法律（第一条については、同条の規定）の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 附則第九項に規定する生糸についての裁糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

18 附則第九項に規定する生糸についての裁糸価格安定法第十三条第一項及び第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

19 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イを次のように改める。

イ 削除

20 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第九條第六号を次のように改める。

六 削除

21 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中貸室組合、貸室組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会の項を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

22 附則第十二項に規定する貸室組合等に関しては、前三項の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律

二 消費生活協同組合法

三 法人税法

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家護持に関する請願（二五七四号）

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願（第二五九七号）（第二七三三号）（第二七三三号）（第二八〇〇号）

第二五七四号 昭和五十三年二月二十四日受理

靖国神社国家護持に関する請願

請願者 新潟県上越市鶴町三五一 服部勲 武

紹介議員 塚田十一郎君

靖国神社国家護持法を速やかに制定されたい。

理由

国家のために戦死した英霊は国家の手によつて祭るのが当然であるが、戦後アメリカの占領政策により靖国神社は国家から祭られず今日に至つてゐる。我々は国本を固め民族の正気を振起すために紀元節復活について靖国神社の国家護持を主張する。しかして、その祭祀は国体の本義にのつてり創建以来の伝統に基づき神道の形式とすべきである。信教は自由であるが個人の信仰と国家の祭祀を混同してはならない。

第二五九七号 昭和五十三年二月二十四日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都清瀬市元町二ノ二一七

吉村トミエ外十一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二七三三号 昭和五十三年二月二十七日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 岡山県赤松郡瀬戸町万富三三七ノ

一四 矢部勝枝外二十四名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第二七三三号 昭和五十三年二月二十七日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県三豊郡豊浜町箕浦 森智栄 子外四十一名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「最短期間年金」の下に「（以下第一条の十一までにおいて単に「最短期間年金」という。）を加える。

第一条の四第三項及び第一条の六第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」を削る。

第一条の七第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」及び「（第六項、次条第三項、第五項及び第七項、第一条の九第二項、第四項及び第六項、第一条の十第二項から第四項まで並びに第一条の十の二第一項、第三項、第五項及び第七項において単に「最短期間年金」という。）を削る。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「最短期間年金」の下に「（以下第一条の十一までにおいて単に「最短期間年金」という。）を加える。

第一条の四第三項及び第一条の六第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」を削る。

第一条の七第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」及び「（第六項、次条第三項、第五項及び第七項、第一条の九第二項、第四項及び第六項、第一条の十第二項から第四項まで並びに第一条の十の二第一項、第三項、第五項及び第七項において単に「最短期間年金」という。）を削る。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「最短期間年金」の下に「（以下第一条の十一までにおいて単に「最短期間年金」という。）を加える。

第一条の四第三項及び第一条の六第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」を削る。

第一条の七第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」及び「（第六項、次条第三項、第五項及び第七項、第一条の九第二項、第四項及び第六項、第一条の十第二項から第四項まで並びに第一条の十の二第一項、第三項、第五項及び第七項において単に「最短期間年金」という。）を削る。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「最短期間年金」の下に「（以下第一条の十一までにおいて単に「最短期間年金」という。）を加える。

第一条の四第三項及び第一条の六第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」を削る。

第一条の七第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」及び「（第六項、次条第三項、第五項及び第七項、第一条の九第二項、第四項及び第六項、第一条の十第二項から第四項まで並びに第一条の十の二第一項、第三項、第五項及び第七項において単に「最短期間年金」という。）を削る。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十三の仮定俸給(第一条の十第三項又は前条第二項若しくは第六項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつている仮定俸給、第一条の十第四項から第七項まで又は前条第七項から第十項までの規定により改定された年金については、それぞれ第一条の十第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 第一条の十第一項又は前条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数のうち、五年(当該年金が八十歳以上の者に係る年金である場合にあつては、十年。以下この項において同じ。)に達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の二(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の二)、五年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮

定俸給の額の三分の一(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一)に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)、又は八十歳に達したときは、同年五月分以後、前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十六万六千五百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの

の(イに掲げる年金を除く)。又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合に限る。)が受ける年金 三十三万七千九百円

ロ 六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合を除く)、子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十三万三千三百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である者がいる場合を除く)又は六十歳に達したときを除く)、又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一項又は前三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

7 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者がいない者である場合において、その者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十三年六月分以後、その額を、第一項の規定により算定した額(その額については、第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき第一項の規定により俸給とみなされた別表第一の十四の仮定俸給の額の三分の二、十三年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定

俸給の額の三分の一に相当する額

二、旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき第一項の規定により俸給とみなされた別表第一の十四の仮定俸給の額の六百分の二、十三年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の六百分の一に相当する額

9 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

10 次の各号に掲げる年金については、第八項若しくは前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金若しくは障害年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないとき、又は第一項、第四項、第五項、第八項若しくは前項の規定により改定された旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が第二号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、それぞれ第一号又は第二号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 六十二万二千元
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六八歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受ける年金 三十六万円

ロ 六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く）、子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

11 第八項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、昭和五十三年六月分以後、これらの規定により算出した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千元

12 第一項、第四項、第八項又は第十項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項（その者が遺族である子がいな場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。第二十条の二の次に次の一条を加える。（昭和五十三年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二十条の十一 第二十条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十三の仮定俸給（第二十条の十第四項若しくは

は前条第五項若しくは第六項の規定により改定された年金又は前条第四項若しくは第十一項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、それぞれ第二十条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、第二十条の十第八項又は前条第十項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の十四の仮定俸給の額の六百分の二、十三年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の六百分の一に相当する額

きは、同年五月分以後、前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 七十四万六千元

三 障害遺族年金 五十五万九千五百円

5 前各項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算出した年金の額に、二万四千元（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千元、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円）を加えた額を、その改定する額とする。

2 第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合については準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、その年金を受ける者が昭和五十三年四月一日から同月三十日まで

の間に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したとき

6 第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、その年金を受ける者が昭和五十三年四月一日から同月三十日まで

の間に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したとき

7 第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているもの

のに係る年金に限る。については、その年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する第一条の十一第八項の規定に準じてその額を改定する。

8 次の各号に掲げる年金については、第一項、第四項、第六項において準用する第一条の十一第八項又は前項の規定により改定された額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十万四千円

三 障害遺族年金 六十万三千円

9 第一項又は前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十三年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）に三万六千円（その者に扶養遺族が一人ある場合に於ては四万八千円、扶養遺族が二人以上ある場合に於ては七万二千円）を加えた額を、その改定する額とする。

ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 八十五万二千円

二 障害遺族年金 六十五万一千円

10 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前

項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二条の十一第五項又は第九項の規定は、これら」と読み替へるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については九万六千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき二万七千六百円（配偶者である扶養親族がない場合に於ては、そのうち一人に限り六万六千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額（第五項又は第九項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額（第五項又は第九項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき二万七千六百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三条第一項中「死亡」を「在職中の死亡」に、「第三条の十」を「第三条の十一」に、「第五十条の二第二項後段」を「第五十条の二第三項」に、「同項後段の規定。以下同じ」を「同条第二項後段の規定。以下第三条の六までにおいて同じ」に改める。

第三条の十第一項中「以下この項において同じ。」の規定を「（以下「最低保障等

の規定」という。）に、「これらの規定の」を、「その」に、「法第五十条第二項ただし書、第五十五条第二項ただし書、第五十九条から第五十九条の三まで又は附則第六条の四の規定」を「最低保障等の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年度における法による退職年金等の額の改定）

第三条の十一 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、前条第一項又は第三項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつていて準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額又は前条第五項、第六項、第十項、第十一項において準用する第七項若しくは第十二項の規定により改定された年金額については、それぞれ同条第一項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定した年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の改定した年金額）の算定の基礎となるべき俸給年額に一・〇七を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に千三百円を加えて得た額（当該俸給年額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員

に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に一・〇七を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に千三百円を加えて得た額（当該俸給年額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 次の表の上欄に掲げる年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。）については、第一項又は第三項の規定により改定された額（遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。第九項において同じ。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

1 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

1 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

年 金	実 在 職 した 期 間	金 額
法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受け最短期年金年限（以下この表及び第九項の表において単に「最短期年金年限」という。）以上	六十二万二千元
法の規定による退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短期年金年限未満	四十六万六千五百円
	九年以上	三十一万一千円
法の規定による退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期年金年限以上	四十六万六千五百円
法の規定による退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期年金年限以上	三十一万一千円
法の規定による退職年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるもの	最短期年金年限以上	三十三万七千九百円
	九年以上最短期年金年限未満	二十五万三千四百円
	九年以上	十六万九千円
法の規定による退職年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）又は孫が受けるもの	最短期年金年限以上	三十一万一千円
	九年以上最短期年金年限未満	二十三万三千三百円
	九年以上	十五万五千五百円
法の規定による退職年金で六十歳未満の妻（妻、子及び孫を除く。）が受けるもの	最短期年金年限以上	二十三万三千三百円
	九年以上	十五万五千五百円

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。以下この条において同じ。）を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日まで間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）、又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

7 前二項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第三条の九第七項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元
8 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、前三項の規定に準じてその額を改定する。

実 在 職 した 期 間	金 額
最短期年金年限以上	三十六万円
九年以上最短期年金年限未満	二十七万円
九年以上	十八万円

10 前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、同項の規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第三条の九第七項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

11 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第九項（その者が遺族である子がいない場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

12 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による遺族年金については、前三項の規定に準じてその額を改定する。
第四条第二項第二号中「法」を「昭和四十二年四月一日以後に公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の法（以下「昭和五十一年改正前の法」という。）に改める。
第四条の二第三項第二号及び第四条の五第二項第二号中「法」を「昭和五十一年改正前の法」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（昭和五十三年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の六 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退

職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）につ
いては、昭和五十三年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月
数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の
額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて通算
退職年金の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をも
つて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場
合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給）の額に十二を乗
じて得た額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えて得た額（当該通算退職年金の仮定俸給
の額に十二を乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その十二を乗じて
得た額に二十九万五千二百円を加えて得た額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数
があるときは、これを切り捨て得た額）とする。

一 千六百五十円に一・〇九四を乗じて得た額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないも
のについては、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲
げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百
分の八十）を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に必
じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ昭和五十一年

改正前の法別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る
法の規定による通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該組合員の法
の退職当時の法第七十一条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額
に千三百円を加えて得た額（当該俸給に十二を乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上
であるときは、その十二を乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えて得た額）を十二で除して
得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を第一項第二号に掲
げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。この
場合において、前項第二号中「昭和五十一年改正前の法別表第三の二」とあるのは、法別表第三
の二（昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十一年改正前の
法別表第三の二）と読み替へるものとする。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十三年四月分
以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に
改定する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金に
ついては、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前
各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改

定する。

第七條第一項中「第二條の十の二」を「第二條の十一」に改め、同條第二項中「第四條の五」を
「第四條の六」に改める。

別表第一の十三の次に次の二表を加える。

別表第一の十四（第一条の十一、第二条の十一関係）

別表第一の十三の仮定俸給

仮定俸給

五九、四四〇	六三、七一〇
六一、八九〇	六六、三三〇
六三、四一〇	六七、九六〇
六四、九四〇	六九、六〇〇
六六、六八〇	七一、四五〇
六九、一三〇	七四、〇八〇
七一、二五〇	七六、三五〇
七三、二三〇	七八、四六〇
七五、六三〇	八一、〇三〇
七八、〇四〇	八三、六二〇
八〇、六九〇	八六、四五〇
八三、三六〇	八九、三〇〇
八六、六八〇	九二、八六〇
八九、八〇〇	九五、一三〇
九一、五四〇	九八、〇六〇
九四、二〇〇	一〇〇、九〇〇
九九、五一〇	一〇六、五八〇
一〇〇、九三〇	一一二、四七〇
一〇五、〇一〇	一一八、二八〇
一一〇、四三〇	一二四、六八〇
一一六、四三〇	一二七、九六〇
一二九、四八〇	一三一、〇八〇
一二二、四〇〇	一三五、五三〇
一二六、五六〇	一三八、一六〇
一二九、〇二〇	一四五、七八〇
一三六、一四〇	一四九、五五〇
一三九、六七〇	一五三、五一〇
一四三、三七〇	一六一、一二〇
一五〇、四八〇	一六八、八一〇
一五七、六七〇	一七〇、七九〇
一五九、五二〇	

一六五、四五〇	一七七、一四〇
一七三、八七〇	一八六、一四〇
一八二、二〇〇	一九五、〇六〇
一八七、三四〇	二〇〇、五七〇
一九二、三六〇	二〇五、九三〇
二〇二、五五〇	二一六、八三〇
二一二、五二〇	二二七、五〇〇
二二四、四七〇	二二九、五九〇
二二二、二七〇	二三七、九三〇
二二二、一一〇	二四八、四八〇
二四一、九四〇	二五八、九八〇
二五一、六九〇	二六九、四二〇
二五七、八二〇	二七五、九八〇
二六四、三九〇	二八三、〇一〇
二七七、〇二〇	二九六、五二〇
二八九、七九〇	三一〇、一八〇
二九六、二三〇	三一七、〇七〇
三〇二、三二〇	三二三、五八〇
三一四、七七〇	三三六、九一〇
三二〇、四三〇	三四二、九八〇
三二七、〇一〇	三五〇、〇一〇
三三八、九〇〇	三六二、七三〇
三五八、九三〇	三七六、五三〇
三六四、六三〇	三八三、二三〇
三七一、六〇〇	三八九、五六〇
三七八、〇三〇	三九六、二〇〇
三九一、〇〇〇	四〇二、六三〇
四〇三、九九〇	四一五、六〇〇
四一〇、四二〇	四二八、五九〇
四一七、〇〇〇	四三五、〇二〇
四三一、四二〇	四四一、六〇〇
四四五、八七〇	四五六、〇二〇
四五二、九八〇	四七〇、四七〇
四六〇、二九〇	四七七、五八〇
	四八四、八九〇

別表第三の十三の次に次の一表を加える。
別表第三の十四（第二條の十一関係）

別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給

率

二六九、四二〇円以上のもの	二三・〇割
二四八、四八〇円を超え二六九、四二〇円未満のもの	二三・八割
二三七、九三〇円を超え二四八、四八〇円以下のもの	二四・五割
二二九、五九〇円を超え二三七、九三〇円以下のもの	二四・八割
一六一、一二〇円を超え二二九、五九〇円以下のもの	二五・〇割
一五三、五一〇円を超え一六一、一二〇円以下のもの	二五・五割
一三八、一六〇円を超え一五三、五一〇円以下のもの	二六・一割
一二二、四七〇円を超え一三八、一六〇円以下のもの	二六・九割
一〇八、一〇〇円を超え一二二、四七〇円以下のもの	二七・四割
一〇〇、九〇〇円を超え一〇八、一〇〇円以下のもの	二七・八割
九八、〇六〇円を超え一〇〇、九〇〇円以下のもの	二九・〇割
九五、一三〇円を超え九八、〇六〇円以下のもの	二九・三割
八三、六二〇円を超え九五、一三〇円以下のもの	二九・八割
七四、〇八〇円を超え八三、六二〇円以下のもの	三〇・二割
七一、四五〇円を超え七四、〇八〇円以下のもの	三〇・九割
六九、六〇〇円を超え七一、四五〇円以下のもの	三一・九割
六七、九六〇円を超え六九、六〇〇円以下のもの	三二・七割
六六、三三〇円を超え六七、九六〇円以下のもの	三三・〇割
六三、七一〇円を超え六六、三三〇円以下のもの	三三・四割
六三、七一〇円のもの	三四・五割

別表第四の十四の次に次の二表を加える。

別表第四の十五（第二條の十一関係）

障害の等級	年	金	額
一級		二、九三二、〇〇〇円	
二級		二、四〇〇、〇〇〇円	
三級		一、九二九、〇〇〇円	
四級		一、四八一、〇〇〇円	
五級		一、一五一、〇〇〇円	
六級		八九九、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十六（第二條の十一関係）

障害の等級	年	金	額
一級		二、九九二、〇〇〇円	

二	級	二、四六〇、〇〇〇円
三	級	一、九八九、〇〇〇円
四	級	一、五三一、〇〇〇円
五	級	一、二〇一、〇〇〇円
六	級	九四九、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七六〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「七万二千円」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第三条の二中「四年」を「六年」に改める。

附則第六条の二第一項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「五年」を「十三年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第六条の三第三項中「前条第五項、第六項、第十一項及び第十二項」を「前条第三項、第四項、第七項及び第八項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、同年六月一日から施行する。

(遺族年金等の額に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十九条の三第一項、附則第六条の二及び附則第六条の三第三項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた年金についても、同年六月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)

第三条 昭和五十三年四月一日以後の退職(在職中の死亡を含む。第五項及び第七項において同じ。)に係る公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、その年金の額(遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。第五項において同じ。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年 金	実 在 職 し た 期 間	金 額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受ける最短年金年限(以下この表及び第五項の表において単に「最短年金年限」という。)以上	六十二万二千円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	四十六万六千五百円
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年未満	三十一万一千円
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	最短年金年限以上	四十六万六千五百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	最短年金年限未満	三十一万一千円
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	最短年金年限以上	三十三万七千九百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	九年以上最短年金年限未満	二十五万三千四百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	九年未満	十六万九千円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	最短年金年限以上	三十一万一千円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	九年以上最短年金年限未満	二十万三千三百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	九年未満	十五万五千五百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	最短年金年限以上	二十万三千三百円
遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く。)	最短年金年限未満	十五万五千五百円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、その年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。)、又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法をいう。）の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

- 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元

5 昭和五十三年四月一日以後の退職に係る法の規定による遺族年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。第七項において同じ。）で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるものについては、その遺族年金の額（その額について、法第五十九条の三又は前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年六月分（同年六月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

実 在 職 し た 期 間		金 額
最短期間	三年以上	三十六万円
三年以上最短期間未満		二十七万円
九年未満		十八万円

6 前項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

- 一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千元

7 昭和五十三年四月一日以後の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金を受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項（遺族年金を受ける者が遺族である子がいな場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和五十三年四月五日印刷

昭和五十三年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W